

加須市地域防災計画

第3編 風水害対策編

令和3年8月

加須市

目次

章	計画	節	対 策	頁
第 1 章				
風水害総則				
		第 1 節	構成と内容	1
		第 2 節	風水害被害想定	2
第 2 章				
風水害予防計画				
		第 1 節	防災コミュニティづくり	8
		第 2 節	風水害に強いまちづくり	14
		第 3 節	災害への適切な対応	18
第 3 章				
風水害対応体制計画				
		第 1 節	災害対策情報収集室体制	26
		第 2 節	危機対策会議体制	28
		第 3 節	災害警戒本部体制	30
		第 4 節	総合支所災害警戒本部体制	32
		第 5 節	災害対策本部体制	34
		第 6 節	総合支所災害対策本部体制	75
		第 7 節	職員配備体制	77
		第 8 節	防災関係機関の業務	86
第 4 章				
風水害避難行動計画				
(5 日前～3 日前までに着手)				
		第 1 節	災害情報収集・伝達	97
		第 2 節	災害対策情報収集室・活動体制	99
		第 3 節	危機対策会議・活動体制	105
		第 4 節	大型台風接近に伴う内水対応活動計画	108
		第 5 節	注意喚起	111
(3 日前～2 日前までに着手)				
		第 6 節	内水タイムライン	112
		第 7 節	利根川・渡良瀬川・荒川タイムライン	118
		第 8 節	災害警戒本部・活動体制	125
		第 9 節	総合支所災害警戒本部・活動体制	129
		第 10 節	水防班活動体制	132
		第 11 節	利根川及び渡良瀬川の水防活動体制	134
		第 12 節	水害時避難場所運営班・活動体制	137
		第 13 節	気象情報・河川水位情報の収集・伝達体制	140
		第 14 節	避難情報発令基準	145

第15節	災害広報	153
第16節	避難対策	158
第17節	北川辺地域の特例	172
第18節	荒川に対する避難対策	181
第19節	自主的広域避難場所の開設・運営	185
（2日前～前日（1日前）までに着手）		
第20節	災害対策本部・活動体制	188
第21節	総合支所災害対策本部・活動体制	197
第22節	コールセンターの設置・運営	201
第23節	水害時避難場所の開設・運営	205
第24節	災害時要援護者の安全確保	211
第25節	自治協力団体（自主防災組織）との連携	216
第26節	民生委員・児童委員との連携	218
第27節	文教対策	220
第28節	子育て保育対策	223
第29節	公共施設等の安全対策	225
第30節	ペット対策	226
第31節	輸送車両の確保	229
第32節	緊急輸送道路の確保	233
第33節	交通対策	236
（当日～発災までに着手）		
第34節	帰宅困難者対策	239
第35節	自衛隊派遣要請	240
第36節	応援要請・要員確保	243
第37節	消防活動・応援受入れ	247
第38節	災害警備対策	253

第5章

風水害初動対応計画

（発災後 3日以内に着手）

第1節	職員配備体制	255
第2節	災害情報収集・伝達	260
第3節	災害対策情報収集室・活動体制	265
第4節	災害対策本部・活動体制	270
第5節	総合支所災害対策本部・活動体制	273
第6節	避難情報解除基準	275
第7節	災害広報	279
第8節	コールセンターの設置・運営	282
第9節	帰宅困難者対策	283
第10節	水害時避難場所の運営・再編	284
第11節	災害時要援護者の安全確保	288

第12節	災害時に発生する廃棄物対策	291
第13節	交通対策	299
第14節	公共施設等の応急対策	301
第15節	応援要請・要員確保	304
第16節	消防活動・応援受入れ	308
第17節	自衛隊派遣要請	314
第18節	救急救助・医療救護活動	318
第19節	災害警備対策	323
第20節	災害ボランティアセンターの設置	326
第21節	防疫対策	328
第22節	飲料水の供給	330
第23節	緊急輸送道路の確保	334
第24節	電気・ガス・通信設備の災害応急対策	337
第25節	文教対策	339
第26節	子育て保育対策	342
第27節	安否情報の提供	344
第28節	行方不明者及び遺体の捜索	349
第29節	遺体の収容	350

第6章

風水害応急・復旧対策計画

(発災後 4日～7日以内に着手)

第1節	災害救助法の適用	352
第2節	食料・生活必需品等の受入れ・供給	357
第3節	自治協力団体（自主防災組織）との連携	362
第4節	民生委員・児童委員との連携	364
第5節	民生安定のための緊急措置【市民への支援】	366
第6節	遺体の収容及び埋・火葬	379

(発災後 8日以降に着手)

第7節	計画的な災害復興	383
第8節	迅速な災害復旧【公共施設、インフラの復旧】	385
第9節	応急仮設住宅の設置・住宅応急修理の実施	394

第7章

市民の行動

第1節	災害情報の収集	397
第2節	適切な避難行動	400
第3節	避難場所運営への協力	404
第4節	防災訓練への参加	406

資料・様式・用語集

407

第1章 風水害総則

第1節 構成と内容

この『風水害対策編』は、暴風雨、集中豪雨、台風など様々な種類の風水害を想定した基本的な対応策について、次の構成で定めたものである。

また、カスリーン台風クラスによる堤防の決壊又は越水による氾濫などの甚大な風水害対策についても定めるものとする。

第1 風水害予防計画（第2章）

風水害による被害を最小限に止め、迅速に対応するため、平常時から実施すべき諸施策や施設の整備等について計画するとともに、「防災コミュニティづくり」、「風水害に強いまちづくり」、「災害への適切な対応」について計画する。

第2 風水害対応体制計画（第3章）

風水害が発生若しくは発生するおそれがある場合における本部及び職員、防災関係機関等の体制について計画する。

第3 風水害避難行動計画（第4章）

風水害が発生するおそれがある場合に、情報収集・伝達や本部活動体制、広域避難対象地域の市民の広域避難、水害時避難場所の開設運営等の避難行動について計画する。

第4 風水害初動対応計画（第5章）

風水害が発生した場合における情報収集・伝達や本部活動体制、水害時避難場所の再編・運営等の避難者支援等について計画する。

第5 風水害応急・復旧対策計画（第6章）

風水害により被害を受けた各施設の復旧、被災者支援、受援体制等について計画する。

第6 市民の行動（第7章）

風水害時における市民の行動を示す。

第2 内水氾濫による溢水想定区域

内水氾濫とは、集中豪雨等により排水路に多量の雨水が流入し、処理しきれず、道路や宅地に浸水被害が発生するものであり、その原因としては、かんがい期における集中豪雨の発生のほか、水路未整備などによる排水能力不足や流末の県管理河川及び土地改良区が管理する排水路の能力不足、水路、道路側溝、調整池の土砂堆積による処理能力の低下、宅地化の進展による保水能力の低下などがあげられる。

市では、浸水被害の解消に向けて、加須市溢水対策計画を策定し、市内で道路冠水が常襲する地域や過去の浸水被害実績から、対策箇所の重点化を行い、計画的な溢水対策の整備を行うとともに、調整池や排水機場の適正な維持管理、市民との協働による2次的被害の軽減、県管理河川、土地改良区管理排水路の整備促進に努めている。

また、加須市溢水対策計画の重点化箇所の基となる浸水被害実績から、内水ハザードマップを作成し、市のホームページで公開している。

近年では、対策事業の実施効果により、道路冠水や床下浸水は発生するものの、避難情報を発令するような、大規模な内水氾濫は発生していない。

第3 被害想定

平成29年7月に国土交通省利根川上流河川事務所より、利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mmを前提として新たな利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）が指定・公表されたほか、この降雨の総雨量に基づき同河川の「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」も新たに公表された。

また、中央防災会議では、「大規模水害対策に関する専門調査会」を設置し、大規模水害発生時の応急対策等の検討を行うため、首都圏への影響が大きい利根川を題材に、利根川流域で過去最大の降水量を記録した1947年のカスリーン台風をもとに、想定される死者や孤立者の数、浸水想定時間に関する被害想定を取りまとめ、「大規模水害対策に関する専門調査会報告」（平成22年4月）を作成している。

利根川及び荒川の河川整備の目標流量（200年に1度の発生確率の洪水流量）を上回る洪水が発生する可能性があることや、気候変動により大雨の頻度の増加が予測されていることから、1000年に1度の発生確率の洪水流量を対象とした氾濫想定及び被害想定についての検討も行っている。

本市に大きな被害をもたらす氾濫としては以下が想定されている。

類型名	想定決壊箇所		浸水面積	浸水区域内人口
首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	利根川右岸 136.0km	約530km ²	約230万人
渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	利根川左岸 159.5km	約140km ²	約10万人

また、人的被害については代表的な氾濫類型とケースについて、避難率を勘案した死者数上位5市町村を掲載しており、本市に関しては以下のとおりとなっている ※。

類型名	避難率0%	避難率40%	避難率80%	ケース
首都圏広域氾濫 1/200年	約100人 大利根地域	約90人 大利根地域	約30人 大利根地域	・ポンプ運転：有 ・燃料補給：有 ・水門操作：有 ・排水ポンプ車：有
渡良瀬貯留型氾濫 1/200年	約3,400人 北川辺地域	約2,000人 北川辺地域	約700人 北川辺地域	・ポンプ運転：無 ・燃料補給：無
渡良瀬貯留型氾濫 1/1,000年	約10,000人 北川辺地域	約6,100人 北川辺地域	約2,000人 北川辺地域	・水門操作：無 ・排水ポンプ車：無

(出典：「大規模水害対策に関する専門調査会報告」 参考資料「利根川洪水氾濫時の人的被害想定結果」)

※ 1/200年発生確率の洪水流量：流域平均雨量約320mm/3日、洪水流量約22,000 m³/s (八斗島観測所)

※ 2/1,000年発生確率の洪水流量：流域平均雨量約390mm/3日、洪水流量約26,000 m³/s (八斗島観測所)

第4 災害素因・誘因

本市は、埼玉県東北部を中心とする巨大な盆地状の構造(関東構造盆地)の中心部に位置し、本市の大部分は、加須低地であり、一部は中川低地となっている。

地形としては、海拔(平成30年度水準測量成果表)は最高15.672m、最低9.666m、高低差6mほどの平坦地ですが、埋没台地や自然堤防等に起因する微高地、河畔砂丘、後背湿地、あるいは古流跡など複雑な微地形が存在し、外水・内水による水害の危険を常にはらんでいる。

また、特に、本市の北川辺地域は利根川と渡良瀬川に挟まれる、いわゆる「輪中」という地理的条件にあり、この両河川の堤防が決壊すれば5m以上の浸水が予想される。

本市の気象は、典型的な太平洋側気候であり、1年間の平均気温は15度前後、降水量は1,100mm前後である。5月末から7月初めにかけてモンスーンによる梅雨前線の影響で雨が多く、夏は、台風の影響も多く見られる。また昼前に北部から西部山岳部で発生した雷雲が昼過ぎに平野部に達し、夕立(雷雨)となる日もある。

また、9月から10月初めにかけての秋雨の時期には特に雨が多い。なお、冬は著しく乾燥し晴天が多く、北西の風が強まる。

第5 主な既往水害

1 カスリーン台風（台風第9号）・昭和22年(1947)9月15日

本市においては、昭和22年9月15日関東地方を襲ったカスリーン台風による被害が最も甚大となった。

カスリーン台風の影響により河川は増水し、旧北川辺町では15日午後9時ごろには堤防の上から水が溢れはじめ、16日午前零時15分に大音響とともに、渡良瀬川右岸の三国橋近くの堤防が約380m決壊したのをはじめ、旧大利根町大字新川通地内の利根川右岸134km付近で約340mに渡って決壊（16日午前零時20分頃）した。

他にも荒川が熊谷市久下地内で100m決壊するなど、県内の124箇所では堤防が決壊した。

利根川の氾濫流は古利根川沿いに流下し埼玉県南部から東京に達し、氾濫面積約440km²におよぶ甚大な被害をもたらした。

旧大利根町の浸水深は新川通、砂原、十軒等において4.8mに達し、湛水も2箇月を超える箇所もありました。また、旧北川辺町については、川辺村で約5.5m、旧利島村の低地部で6.4m、高地部でも約4.0mに達した。

被害状況	
埼玉県の被害	: 死者 316人、行方不明者 95人、負傷者 497人、 全壊 9,268戸、半壊 7,577戸
旧加須市の被害	: 負傷者 80人、流破壊 5戸、全壊 2戸、半壊 31戸、 床上浸水 2,352戸、床下浸水 471戸
旧騎西町の被害	: 床上浸水 2戸、床下浸水 55戸
旧北川辺町の被害	: 死者 10人、負傷者 37人、流破壊 47戸、全壊 191戸、 半壊 459戸、床上浸水 763戸
旧大利根町の被害	: 死者 12人、負傷者 670人、流破壊 133戸、全壊 206戸、 半壊 450戸、床上浸水 1,432戸、床下浸水 9戸

2 台風第26号・昭和41年(1966)9月25日

25日0時御前崎に上陸、同日2時過ぎ秩父地方を通過して北上し、東北地方から三陸沖に抜けた。

被害等の状況
旧騎西町の被害：家屋の破壊 1,250戸、 死傷者 4人 田畑の被害 1,713ha、 農作物等の被害総額 4億5千万円。玉敷神社の藤棚が倒壊。 ※災害救助法を適用

3 令和元年東日本台風（台風第19号）・令和元年(2019)10月12日

令和元年10月に発生した台風第19号は、関東甲信及び東北地方を中心に未曾有の大災害をもたらしました。埼玉県东北部に位置する加須市においては甚大な被害はなかったものの、利根川の水位が深夜に急上昇し、市では初めての「避難指示（緊急）」を発令するなど、これまでにない緊迫した事態となった。この台風を機に、市では水害対策を大きく見直した。

市災害対策本部では、12日午後4時20分、荒川の水位上昇のため、騎西地域種足第1区～8区を対象に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した。

一方、利根川では水位の急激な上昇により、午後11時に、樋遣川地区・大越地区、北川辺地域、大利根地域に対し、翌午前4時に避難勧告を発令する「避難の準備」について周知した。

しかし、その後も利根川の水位が急激に上昇したため、午前1時に北川辺地域に、午前2時には樋遣川地区・大越地区、大利根地域に対し「避難指示（緊急）」を発令した。

市災害対策本部では、避難情報の発令に伴い、市内外に避難所を開設し、約9,500人が各避難所や公共施設に避難した。

台風第19号の通過に伴い、加須市では北川辺総合支所で累積雨量207.5ミリを観測し、最大瞬間風速は、加須消防署で28.7メートル（12日午後10時42分）を観測した。

被害等の状況

道路冠水：53カ所

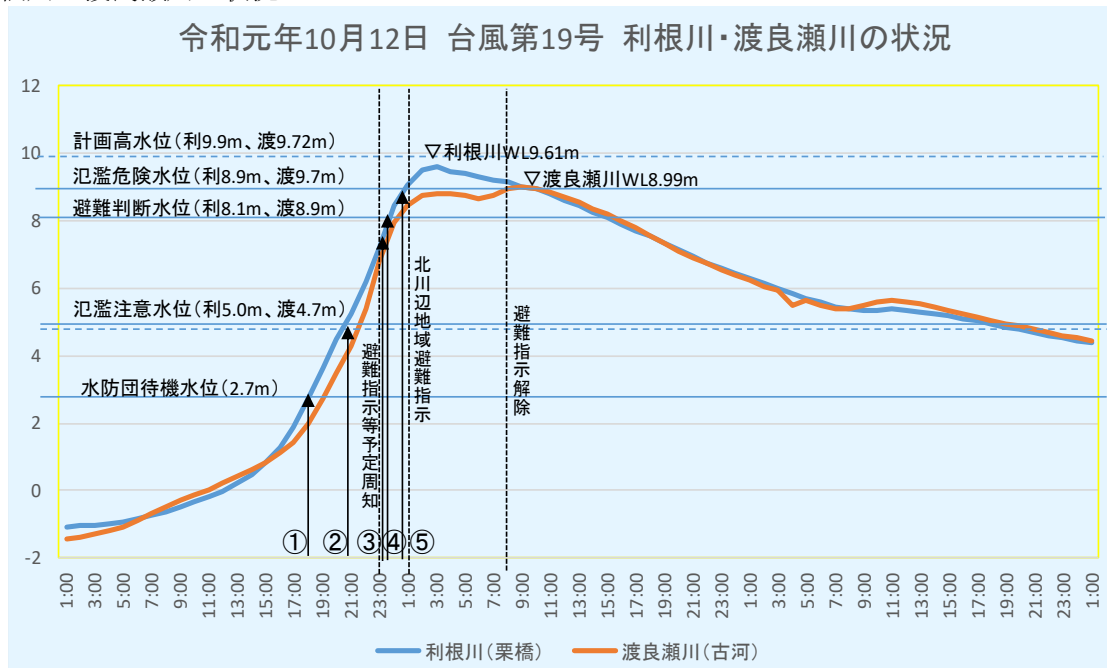
避難所：合計 45カ所

- ・広域避難所 市内 12カ所、市外(県外) 4カ所 計 16カ所
- ・自主避難所 市内 29カ所（広域避難所と兼ねた5ヶ所含む）
- ・その他、44カ所以外の施設、他市町の避難所等への避難も有り

避難者：9,616人（市が把握している避難者数のみ）

- ・「避難指示（緊急）」発令地区（広域避難者） 8,609人
- ・「避難準備・高齢者等避難開始」発令地区 36人
- ・自主避難者数（全地区） 971人

利根川・渡良瀬川の状況



第6 堤防決壊の想定事態

河川の堤防決壊に伴う大規模水害に際しては、主に以下のような事態を想定する必要がある。

事 態	想定状況
立ち退き避難	利根川・渡良瀬川が決壊した場合、北川辺地域、大利根地域、樋遣川地区、大越地区は、家屋倒壊等氾濫想定区域に該当しているため、早期の立ち退き避難が必要となる。
通信	固定電話は、浸水2m以上では、ほとんどの家庭、事業所の電話機は冠水し使用不能となる可能性がある。 携帯電話は、基地局の電源設備等が浸水した場合、基地局の停電により機能が停止し、周辺地域で携帯電話サービスが利用できない箇所が出現するおそれがある。また、通話が集中し混雑することによる利用制限となるおそれがある。
電力	床上浸水以上の地域でコンセント等電気設備の冠水が想定されるため停電するおそれがある。
都市ガス	広範囲な浸水・冠水により、ガス供給設備等（整圧器や埋設されたガス管等）に被害が及ぶと、ガス供給に支障が生じるおそれがある。
水道・下水道	浸水により、設備の停電、汚水等の流入等により、水道の供給や、汚水処理に支障がでる。
交通	道路は、決壊以前の内水氾濫により30cm程度の冠水で通行不能、アンダーパス（高速道路・鉄道下）の早期浸水、橋梁などボトルネックで渋滞発生のおそれがある。 鉄道は、浸水開始前に計画運休することが見込まれる。 渋滞が発生により、危険な区域からの早期避難ができないおそれがある。
災害廃棄物	浸水により汚泥まみれになった、家具や畳、家電製品、日用品等が、大量の災害廃棄物として排出される。
危険物等の流出等	堤防決壊箇所近くの流勢が強い場所等では木造家屋、コンテナ、車、危険物質、LPガスボンベなどの流出、強風による送電線の破線の可能性があり、これらに伴う火災のおそれがある。
情報伝達	浸水による電源喪失により防災行政無線等の情報伝達手段が断たれ、暴風雨により聞き取りにくくなる場合があり、避難指示等の情報伝達が困難となるおそれがある。また、通行車両等は緊急情報の受信が困難となるおそれがある。
災害時要援護者施設	施設への浸水の状況によっては、入所者・利用者の上層階への垂直避難、避難場所等への避難に困難をきたすおそれがある。
堤防避難	堤防周辺の冠水により、救出活動が開始されるまでの間、数日程度の孤立を見込む必要がある。 堤防上は、複数個所の堤防が決壊した場合、堤防上のルートを移動しての二次避難ができなくなる可能性がある。
孤立者救出	建物の上層階避難者（避難場所含む）が多数発生し、孤立者把握・救出に相当の日数を要する。
支援体制	職員又は自治協力団体等の支援者が被災し、被災者等へ必要な支援ができないおそれがある。
公共施設	庁舎や避難場所として使用される公共施設が被災し、被災者支援に支障がでる恐れがある。

第2章 風水害予防計画

第1節 防災コミュニティづくり

自治協力団体・自主防災組織や事業者等の防災体制を強化するとともに、市民、事業者、ボランティアや NPO、他市町村等との相互連携に努める。また、防災教育や訓練等を通じた人づくり、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の整備など、市民共助による防災コミュニティづくりを推進する。

第1 災害に強い地域社会づくり

1 各団体との連携強化

施策	内容	担当
連携体制の強化	自治協力団体・自主防災組織・民生委員・児童委員・PTA・事業者・ボランティア・市（各総合支所）等が連携し、災害時要援護者安否確認、救出・救護、避難場所開設及び運営等の活動ができる体制を構築する。	危機管理防災課 ・各総合支所 ・市民協働推進課 ・地域福祉課
自主防災組織の活性化	積極的な指導・助言により、自主防災組織の組織化を推進するとともに、資機（器）材整備等支援を充実し結成率の向上を図る。	危機管理防災課 ・市民協働推進課
	自主防災組織マニュアルづくりについて指導・助言するとともに、災害時要援護者避難支援プラン、避難場所運営マニュアル等に基づく自主防災組織の活動内容の明確化を図り、平常時及び緊急時の防災行動力の向上に結び付ける。	危機管理防災課 ・各地域振興課
	応急救護訓練や図上型訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催並びに各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化を図る。	危機管理防災課 ・加須消防署

2 事業所における災害対応の強化

施策	内容	担当
自衛消防隊の活動能力の充実・強化	ホテル・旅館、大規模小売店等や多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、講習・訓練指導を推進する。	加須消防署 ・関係課
	防火管理者の選任を要する事業所については、消防計画に基づく自衛消防隊の編成及び訓練の実施等が消防法等に規定されていることから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。	
事業所防災計画の作成指導	都市ガス、LP ガス、電気、鉄道及び通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者については、風水害に備えて、事前計画、活動計画、施設再開までの復旧計画等の事項について定める事業所防災計画の作成について指導する。	危機管理防災課 ・道路課
事業所事業継続計画作成支援	土砂除去、道路啓開体制等の強化を図るため、市内建設事業者の事業継続計画（BCP）作成を支援（専門家の派遣、指導者の育成等）するとともに、事業所としての信頼性や社会的評価の一層の向上に繋げるための災害時事業継続力認定制度を促進する。	

<p>円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止</p>	<p>水防法に基づき、要配慮（災害時要援護）者利用施設の所有者又は管理者は、利用者等の安全確保のための避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。 市は、上記各施設の所有者又は管理者に対し、適宜、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について支援する。</p> <p>※資料第17「水害時の災害時要援護者利用施設一覧」</p>	<p>治水課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理防災課 ・高齢介護課 ・障がい者福祉課 ・子育て支援課 ・こども保育課 ・健康医療推進課 ・学校教育課
---------------------------	---	---

※事業継続計画（BCP）とは、事業所等が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態時の事業継続の方法、手段を定めた計画をいう。

3 行政・事業者・市民等の連携

施策	内容	担当
市町村間相互応援協定の締結	風水害について適切な応急対策を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対して応援を求める場合に備え、自治体間の相互支援体制の強化を図るための相互応援協定を締結する。	危機管理防災課 ・政策調整課
相互に連携したまちづくり	従来において、行政、事業者、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成する。 ①市、事業者、自治協力団体等が参画する運営組織（協議会等）において、地域との相互支援を協議する場の設置 ②風水害に強いまちづくりをテーマとした講演会や研修会等々の開催	危機管理防災課
地域における防災連携体制の整備	自主防災組織と要配慮（災害時要援護）者利用施設間での協定締結の働きかけなど、相互に連携協力できる体制の整備に努める。	危機管理防災課 ・障がい者福祉課 ・高齢介護課 ・子育て支援課 ・こども保育課 ・健康医療推進課 ・学校教育課

4 防災関係機関等との連携強化

施策	内容	担当
連携体制の強化	関係機関等との応援体制のネットワーク化とともに、新たに風水害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、物資、人員、避難場所、情報等の災害活動体制を強化・充実していく。 また、ライフライン事業者、建設事業団体、協定事業者等を市防災体制に組み込み、円滑な応急対策に向けて、指定地方公共機関・公共的団体、協定事業者を中心とした連携組織を設置する。	危機管理防災課 ・産業振興課
協定等の締結促進	風水害時に必要となる資機（器）材・輸送手段、避難場所の確保やライフライン復旧等防災対策の強化を図るため、関係機関・団体・事業者等との協力体制について協定の締結を推進する。	
協定等の運用の準備	市の各部・課は各々の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議の上、市に対する協力業務、協力方法及び責任区分等を明確化し協定等に基づく協力が得られる準備する。	

第2 ボランティア等の活用

1 ボランティア・NPO等との連携

施策	内容	担当
受入れ・連携体制等の整備	市と市社会福祉協議会が連携を図り、ボランティア団体等の公共的団体間のネットワークを形成する。	社会福祉協議会 ・市民協働推進課 ・地域福祉課
	ボランティア活動の支援組織として、災害ボランティアセンターを設置し、一般のボランティア、防災ボランティア、NPO等への対応を推進する。 ① ボランティア団体のネットワークづくりを推進する。 ② 情報収集・提供、コーディネーター等の人材育成、場所の提供等を行う。 ③ ボランティア活動等の推進・支援を行う。	
	県社会福祉協議会との連携を図り、迅速な派遣要請を行う体制を整備する。	
活動支援体制の整備	災害ボランティアセンターについては、風水害時における関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすよう体制づくりを推進する。また、必要な資機（器）材の整備、ボランティア保険の加入など、活動しやすい条件整備を推進する。	

2 ボランティアとの連携

施策	内容	担当
登録ボランティアとの連携	応急手当、救援物資の搬送・配布、廃棄物処理、避難場所清掃、お年寄りなどの介助、通訳等の災害時におけるボランティアの円滑な活動を支援する。	危機管理防災課 ・社会福祉協議会
	赤十字ボランティアについては、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。	日赤埼玉県支部
元市職員との連携	災害復旧期の行政事務の増大化に対応するため、元市職員を対象とした災害時事務支援ボランティア制度を創設する。	職員課

3 ボランティアの人材育成

施策	内容	担当
人材育成	県、日赤埼玉県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。	社会福祉協議会
	様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアの社会的意識等についての啓発を行うとともに、避難場所における地域からのボランティア受入れ、被災地へのボランティア派遣等を通じて育成に努める。	

第3 市民の防災教育及び防災訓練の充実

1 防災意識の啓発

施策	内容	担当
防災広報の充実	水害時の避難行動マップや防災アプリの活用、ホームページ、広報紙等に防災に関する情報を掲載することにより、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。	危機管理防災課 ・シティブロモーション課
防災教育の充実	自治協力団体、自主防災組織、事業者等を対象として、講演会・座談会・講習会等を開催し、防災に係る意識の啓発、知識の普及を図る。	危機管理防災課 ・市民協働推進課
	事業所における応急手当の指導者を養成するとともに、応急救護知識及び技術の普及により、自主救護能力の向上を図る。	加須消防署
	各学校の防災教育計画に基づき、加須市防災ノート等における防災に関する学習等や避難訓練等を実施し、防災知識を高めるとともに、防災意識の高揚を図る。	学校教育課
	中学生防災ボランティアリーダー研修会を実施する。	
	教育委員会や各学校等との連携により、児童・生徒等を対象とした防火ポスターの募集、加須消防署の見学、応急救命講習等を実施する。	危機管理防災課 ・加須消防署 ・関係機関
児童・生徒等の学年に応じた防災ボランティア活動について、普及啓発を推進する。	社会福祉協議会	
市民への周知	<p>「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、平常時から次の点を実行するよう啓発する。</p> <p>① 事前避難に必要な装備の準備、家族との連絡手段、避難先、避難推奨経路の事前確認に関すること。</p> <p>② 風水害時の行動は、状況を確認して時間に余裕のある避難計画を検討しておくなど、落ち着いて早めの適切な行動を実施すること。</p> <p>③ 市で用意する避難場所には限りがあることから、広域避難対象（加須地域の樋遣川地区、同大越地区、北川辺地域、大利根地域）地域・地区の住民は、できるだけ、自ら親類やホテル等の宿泊先を確保し、自主的広域避難を実施すること。</p> <p>特に、感染症が蔓延している時期においては、避難場所の感染防止対策として、受け入れ可能な人数を制限することもあるので、自主的広域避難を積極的に実施すること。</p> <p>④ 市で用意する避難場所への避難にあたっては、飲食料や毛布、マットなどの日常生活品や感染対策用品を3日分程度持参し、家族等の単位で、車の場合は乗り合わせでの避難を実施すること。</p>	危機管理防災課 ・各地域振興課

2 防災訓練の充実

施策	内容	担当
市総合防災訓練	各防災関係機関及び市民が一体となった実効性のある訓練を実施する。また、各防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立する。	危機管理防災課 ・各地域振興課 ・関係機関
水防訓練	利根川、渡良瀬川等の堤防決壊、越水氾濫などの甚大な風水害に備え、水防団の合理的運用と水防工法等を習熟する水防訓練を実施する。	加須市・羽生市 水防事務組合 治水課 ・各地域振興課
地区防災訓練	地域住民が実践的、体験的な消火訓練、救護訓練、避難訓練等を市内各地区の輪番で実施し、各地区の防災対応能力の向上を図る。	危機管理防災課 治水課 ・各地域振興課 ・関係機関
総合水害広域避難訓練	利根川、渡良瀬川等の堤防決壊、越水氾濫などの甚大な風水害に備え、地域住民並びに関係団体による実践的な広域避難訓練及び水害時避難場所開設運営等の訓練を実施する。	
自主防災組織等の訓練	自治協力団体や自主防災組織を単位とした防災訓練については、加須消防署・消防団（水防団）等の協力のもと、それぞれの実態に応じて実施する。市は、必要に応じて人的、資金的支援及び資機（器）材の貸出等を行い、防災訓練に協力する。	
県総合防災訓練への参加	大規模風水害を想定し、県、市町村、関係機関及び地域住民が一体となって、県が実施する訓練に参加する。	危機管理防災課 ・関係機関
その他の防災関係機関の訓練	市は、消火・救出・救助・応急救護訓練、避難訓練、非常通信訓練、高圧ガス防災訓練、ライフライン復旧訓練など、防災関係機関・団体等の訓練に参加する。	

第4 災害時要援護者等の安全確保

1 地域の安全体制等の確保

施策	内容	担当
地域における安全体制の確保	高齢者や障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者の安全確保のため、近隣住民の協力体制づくりを推進する。	地域福祉課 ・生活福祉課 ・高齢介護課 ・障がい者福祉課 ・危機管理防災課 ・こども保育課
	風水害時に自ら避難することが困難な方を災害時要援護者とし、手上げ方式と同意方式を組み合わせた「在宅災害時要援護者支援制度」の普及に努める。また、日頃から自主防災訓練や地区防災訓練への積極的な参加を促し、風水害に備えた体制づくりを推進する。	
	在宅災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、警察、消防、地元住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より在宅災害時要援護者に関する情報を把握する。	
	在宅災害時要援護者の個人情報の取扱いに十分配慮した上、自治協力団体、民生委員・児童委員、警察、消防等と在宅災害時要援護者名簿の情報を共有する。	
	「加須市在宅災害時要援護者支援計画」に基づき、在宅災害時要援護者の安否確認や避難支援等地域協力体制の整備をはじめ、避難先の確保やサービス提供体制等の確立を図る。	

	ひとり暮らし高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システムの整備・活用に努める。	高齢介護課 ・障がい者福祉課 ・加須消防署
社会福祉施設等の安全対策	入所者の安全を確保するための施設管理や避難訓練等の実施及び避難経路や通路確保の対策を推進する。	危機管理防災課 ・治水課 ・高齢介護課 ・障害者福祉課
	施設自衛消防隊等による防災行動力の向上や事業者、自治協力団体等との協力体制の構築を図るため、施設相互間における災害時応援協定の締結を促進する。	
	市の防災訓練に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などの訓練等の実施に努める。また、訓練実施を市に報告する。	
	風水害時における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の入所者の安全確保を図るため、これらの施設等における「避難確保計画」の作成等を支援する。	
災害時におけるサービス確保	透析患者や在宅難病患者等への対応として、県と協力して医療体制の強化に努める。	健康医療推進課
	在宅療養者等の健康維持をはじめとした各種対応を行うため、避難場所・仮設住宅等への巡回健康相談やメンタルヘルスケアの体制整備を図る。	いきいき健康長寿課
	災害時要援護者の避難生活を支援するための福祉避難スペースや福祉機器を確保するため、必要な資機（器）材や調達先等について整備・充実を図る。	地域福祉課
	居宅、避難場所等で生活が困難な災害時要援護者等については、本人の意思のもと、事業者等の協力により社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施するため、事前に市内の社会福祉法人等と協定締結を推進する。	
外国人の安全対策	外国人の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多言語版の防災パンフレットを作成する。	市民課 総務課
	避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくりや避難場所等の掲示板への多言語表記を推進する。	

2 帰宅困難者等準備対策

施策	内容	担当
事業者等への要請	帰宅困難となった従業員や顧客等に対する適切な対応が行えるよう、事業者等に次の事項を要請する。 ① 施設の安全対策 ② 風水害時の対応マニュアル作成 ③ 飲料水や食料等の備蓄及び風水害時の調達先の確保 ④ 情報入手手段、仮泊場所等の確保	危機管理防災課 ・産業振興課

3 防災の情報提供の強化

施策	内容	担当
緊急時の情報提供の強化	市民及び市内へ滞在する人への携帯電話を活用した情報提供として、かぞホッとメールに加え、ホームページ、SNS、防災アプリやエリアメール等を利用し、情報提供の強化を図る。 また、防災行政無線の通信体制の整備を行い、自動音声応答サービスの利用はもとより、屋外子局と防災ラジオによる同時放送等、難聴地域等の対策も含めた円滑な情報伝達を実施する。	シティプロモーション課 ・危機管理防災課

第2節 風水害に強いまちづくり

治水ダムや河川堤防の強化について、国に要望するとともに、安全な市街地の整備やオープンスペースの確保、道路・幹線用排水路整備等により都市防災上の骨格の形成を目指すとともに、防災活動拠点※等の公共建築物の、施設・設備等の耐水化や危険物の流出防止等対策を一層推進する。

また、強風による街路樹の倒木防止の剪定実施や看板等落下防止を指導するなど、風水害に強いまちの構造づくりに努める。

※ 資料第8 防災活動拠点一覧

第1 防災のまちづくり

1 まちの防災力の強化推進

施策	内容	担当
防災まちづくりの推進	河川施設等の整備・改修促進及び幹線用排水路整備や排水ポンプの設置・雨水流出抑制施設の整備などによる防災まちづくりの推進を目指す。	治水課 ・各農政建設課
河川及び水路等の整備	県管理河川及び土地改良区管理水路の改修を促進するため、整備要望を行う。	治水課
	溢水対策計画に基づき、浸水被害が多発する箇所水路等の改修を重点的に進める。	
水路施設等の点検整備	調整池、排水路及び排水機場などの水路施設等の点検整備を計画的に進める。	治水課
総合治水対策の推進	雨水流出抑制施設として、流域での保水・遊水機能を向上させるため、緑地・調整池などの整備を促進する。	治水課 ・まちづくり課
	集中豪雨等による冠水のおそれがあるアンダーパス等を把握し、当該地域での浸水被害を抑制するため情報を提供する。	道路課
	溢水対策として、市及び県は、集中豪雨等による浸水被害を防止するため、雨水を排水する施設能力の向上と排水ポンプ能力の増強に努める。併せて、河川への集中的な流出の抑制や溢水防止のための溢水対策事業を促進する。	治水課
安全な市街地整備	土地区画整理事業等による面的な市街地整備や生活道路の拡幅に伴う雨水排水施設の整備など、防災のまちづくりを推進する。	まちづくり課 ・道路課 ・治水課
	「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づき、必要に応じて水路の改修や管渠等の整備を指導する。また、指導要綱基準に基づく雨水流出抑制施設による処理を指導する。	治水課 ・まちづくり課 ・危機管理防災課
	著しい浸水深が想定される地域での土地利用を抑制する観点から、「水害時の避難行動マップ（洪水ハザードマップ）」の周知に努める。	
救助・救出活動困難地域の解消	救助・救出活動路を確保するため袋小路のない道路ネットワークの整備、狹隘道路の拡幅等を推進する。	道路課 ・まちづくり課
	救助・救出活動の阻害要因を把握し、活動が困難な地域の解消に努め、防災のまちづくりを推進する。	まちづくり課 ・加須消防署

2 防災空間の確保

施策	内容	担当
公園の整備	風水害時の救援活動、緊急物資集積分配拠点、応急仮設住宅建設地の役割を果たす公園の整備に努める。	まちづくり課
緑地・農地の保全	市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、長期・安定的な営農に向けた振興施策を展開する。	農業振興課 ・まちづくり課
	市街地周辺の防災機能を有する農地等について、緊急退避場所としての活用を推進する。	
オープンスペースの把握と活用	避難場所、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、低利用地等のオープンスペースについて実態調査を実施するとともに、使用計画を策定する。	危機管理防災課

第2 建築物・構造物等の安全化

1 建築物等の安全化

施策	内容	担当
公共建築物の浸水予防対策	施設整備を行うに当たっては、浸水想定を配慮し、電気設備等の浸水予防対策に努める。	各施設所管課
民間建築物の危険の周知	国・県と協力し、地下室・半地下室の浸水危険性について周知に努める。	建築課 ・治水課

2 道路・交通施設等の安全化

施策	内容	担当
道路・橋梁の安全化	風水害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう橋梁の調査、架替、補修等の整備を推進する。なお、道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術規準について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成13年12月）及び「道路橋示方書・同解説」（（社）日本道路協会：平成14年3月）に基づき、地質・構造等の状況に応じて落橋や倒壊を生じないよう安全性を強化する対策を実施する。	道路課
街路樹等の安全化	強風による街路樹や公園等の高木の倒れ、幹折れ、傾斜のほか、電線の切断や塀等の破損を防止するため、剪定や伐採などを適宜実施する。	まちづくり課 ・道路課 ・各農政建設課

3 ライフライン施設の安全化

施策	内容	担当
水道施設の安全化	浄水場施設の調査を実施し必要な浸水対策を図る。	水道課
	配水施設の主要な管路となる橋梁添架管については、流下物の衝突による破損を防ぐため、必要に応じて適切な防護を行う。	
下水道等施設の安全化	処理場、ポンプ場等の調査を実施し必要な浸水対策を図る。	下水道課 ・治水課 ・各農政建設課
	被害箇所の的確な把握のため、管渠の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を把握する。	
電気施設の安全化	強風を原因とした停電時（電線の切断等）における電気供給信頼度の向上を図るため、早期停電の解消を目的として、系統の切替等による連携の強化に努める。	東京電力（管理契約課）
ガス供給設備の安全化	重要度及び災害危険度の大きい設備については、耐水性を高く設計するとともに、必要に応じて耐水性を向上させ、適切な維持管理を行う。	都市ガス会社（道路課、各総合支所農政建設課）
	保安電力等を維持管理し、二次災害防止を図る。	
	導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等の採用による耐水性の向上を図る。	
	地区ガバナー（整圧器）において、ガスの圧力・流量を常時モニタリングするとともに、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。	
通信施設の安全化	主要な伝送路を多ルート構成・ループ構成とするとともに、主要な中継交換機を分散設置する。	NTT（管理契約課）
	通信ケーブルの安全対策として、主要電気通信設備の予備電源を設置する。	
	重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。	

第3 災害対応力の強化

1 安全対策の推進

施策	内容	担当
石油等危険物施設の安全化	危険物施設に対して、①耐水性や耐震性強化の指導 ②自主防災体制の整備 ③防災資機（器）材の整備促進 ④立入検査の強化等による安全性の向上 ⑤出火防止・流出防止対策を推進する。	加須消防署
LP ガス消費施設の安全化	安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置をはじめ、強風に伴う容器の転倒防止や配管の被害最小化など、LP ガス施設の安全対策の指導に努める。	LP ガス会社（管理契約課、観光振興課）
化学薬品の安全化	化学薬品を取り扱う学校、病院、事業所等に対し、保管の適正化等を図るため、次の指導事項により安全対策を推進する。 ① 化学薬品容器・収納棚の転倒落下防止措置 ② 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 ③ 初期消火資機（器）材の整備	加須消防署

<p>その他出火防止のための査察指導</p>	<p>事前に人命への影響が大きい商業施設、病院、特別養護老人ホーム、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し、次の事項を指導する。</p> <p>① 火気使用設備・器具等の固定 ② 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置 ③ 風水害時における従業員の対応要領等</p> <p>一般住宅及びその他の事業所等については、立入検査及び防火診断により、前記事項のほか、風水害後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。</p> <p>給油取扱（営業）所、一般取扱所等の予防規程を定める危険物施設の適正な貯蔵の取り扱いや出火危険排除のための安全対策について指導する。</p>	
<p>市民指導の強化</p>	<p>各家庭における風水害時の出火防止等の徹底を図るため、次の事項を指導する。</p> <p>① 住宅用防災機器（住宅用火災警報器）等の設置及び普及 ② 消火器の設置や風呂水の汲み置き、バケツの備え等消火準備の徹底 ③ 自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器など、出火を防ぐための安全な機器の普及 ④ 冠水に伴う漏電や切断された電線による浸水域への漏電による火災予防啓発 ⑤ プレーカーを入れた後の出火防止に関する啓発 ⑥ 家屋や工作物、看板、アンテナ等を固定するなど、強風による落下の防止対策を指導</p>	<p>危機管理防災課 ・加須消防署</p>

2 高圧ガス・有毒物質等の安全化

施策	内容	担当
<p>毒物・劇物の取扱施設の安全化</p>	<p>毒物及び劇物取締法に基づく監視指導により、毒物及び劇物の品目・保管量の把握に努め、保管庫・保管薬品の流出・拡散防止、マニュアル整備等を指導する。</p>	<p>県 ・加須消防署</p>
<p>危険物等の輸送の安全化</p>	<p>危険物積載車両について、関係機関との連携により路上取締を実施するとともに、常置場所の立入検査を行い、構造設備の保安・管理の徹底等を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。</p>	

3 文化財施設等の安全対策

施策	内容	担当
<p>文化財施設の安全対策</p>	<p>文化財施設に対して、浸水を想定した定期的に重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目についての確認及び検証を行うよう指導する。</p> <p>① 文化財周辺の整備・点検状況 ② 防災体制の整備状況 ③ 防災知識の啓発状況 ④ 防災設備の整備・点検状況 ⑤ 地域との緊急時の協力・連携体制の整備状況</p>	<p>生涯学習課 ・加須消防署</p>

第3節 災害への適切な対応

市・県及び防災関係機関は、平常時からの活動組織体制や活動手順等の明確化、相互連携に努めるとともに、装備・防災資機（器）材の調達・備蓄や防災活動拠点を整備・充実し、風水害への適切な対応が円滑に実施できるよう備える。

第1 活動組織体制の強化

1 職員動員体制等の充実

施策	内容	担当
職員の配備基準	状況に応じた適切な防災活動が行えるよう、災害対策組織・配備基準等の見直しを適宜実施する。	危機管理防災課 ・職員課
連絡体制の整備	各所属長は、各配備体制において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め周知徹底する。	危機管理防災課 ・職員課
勤務時間外における動員体制	小学校を中心とした水害時避難場所において、初動活動に従事する「水害時避難場所運営班」を、予め編成し、初期の活動体制に必要な人員の確保に努める。	子育て支援課 ・危機管理防災課 ・職員課
	災害対策本部の所属職員等に対し、災害時に一般の携帯電話が繋がりにくくなることから、災害時優先（携帯）電話を配布しておくとともに、本庁舎、総合支所及び避難場所との連絡に支障を来さないよう、携帯型防災行政無線（移動系）等を配備・活用する。	危機管理防災課
	市職員への情報伝達の迅速化を図るため、職員緊急招集メールを活用する。	

2 マニュアル等の整備

施策	内容	担当
マニュアル類の整備	地域防災計画業務継続計画（BCP）及び災害時職員初動マニュアルに基づき、所属ごとの初動マニュアル（個別計画等）をはじめ、在宅災害時要援護者避難支援プラン、避難場所運営マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。	危機管理防災課 ・全課
マニュアルの修正	各種マニュアルに随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。	
事業継続計画の検討	市役所等が被災し、通常業務の執行が困難となった場合においても、継続すべき重要な行政サービスについては、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務を短期間で提供できるよう、市政の事業継続計画（BCP）を検討し、迅速な復旧体制を構築する。	
防災データの逐次把握	各課は、地域防災計画に記載する各種データ等を逐次更新し、危機管理防災課は年度ごとに資料編を改定する。	

3 職員の防災訓練

施策	内容	担当
防災訓練等	本計画に基づき、参集訓練、情報連絡訓練、消火訓練、給水訓練や図上訓練などの防災訓練等を実施し、災害時の迅速で適切な対応に備える。	危機管理防災課

避難場所開設訓練	<p>水害時避難場所の開設を担当する職員は、平常時から各施設の鍵（門、建物）や備蓄品・常備品の保管場所を確認するとともにその点検を行い、事前の開設訓練・使用訓練を実施する。</p>	
----------	--	--

第2 防災活動拠点の整備

1 避難場所等の整備

施策	内容	担当
避難場所の指定及び整備	<p>次の設置基準に基づき避難場所や指定緊急避難場所を指定する。</p> <p>① 風水害に応じ、二次災害のおそれがなく、避難経路が安全と考えられる場所</p> <p>② 水害時避難場所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物（学校、体育館とする）</p> <p>③ 避難場所は、地域住民の日常生活圏域内で、民間施設を含む安全な建物とする。</p> <p>避難場所として指定した建物は、必要に応じて安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等を整備し、避難場所機能の強化を図る。</p>	<p>危機管理防災課 ・産業振興課 ・教育委員会</p>
福祉避難所の指定及び整備	<p>福祉避難所は、強固な構造及びバリアフリーの建物を利用する。</p> <p>自宅や避難場所で生活している高齢者や障がい者等に対し、介護等の必要な支援を行うため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、看板を整備する。</p> <p>災害時要援護者に配慮した食料や介護、衛生、育児用品等の資機（器）材について、防災倉庫等への備蓄を図るとともに、災害時相互応援協定を締結している関係機関との協力等により必要な物資を確保できる環境の整備に努める。また、災害時要援護者の避難生活を支援するために必要となる人材の確保に努める。</p>	<p>危機管理防災課 ・地域福祉課 ・高齢介護課 ・障がい者福祉課</p>
避難場所等の周知	<p>避難場所及び福祉避難所等に標識板を設置するとともに、地図等により市民へのPRを行う。</p>	<p>危機管理防災課</p>
避難ルート の選定・安全化	<p>広域避難対象地域からの各避難場所等に通じる避難推奨ルートの周知に努める。</p> <p>選定・整備・改良、道路沿いの各種施設における安全性の向上に努める。</p>	<p>道路課 ・大根地域振興課</p>
帰宅困難者の一時滞在施設の確保	<p>帰宅困難者を一時的に滞在させるため、避難場所を活用するとともに、その他の公共施設や民間事業所についても滞在施設として確保するよう努める。</p>	<p>危機管理防災課 ・産業振興課</p>
応急仮設住宅建設用地の選定	<p>応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況等を考慮し、選定する。</p>	<p>まちづくり課 ・建築課</p>
災害時無料公衆電話の整備	<p>家族や知人などの安否を確認する手段として、水害時避難場所等への特設公衆電話の整備を行う。なお、平時において、定期試験を実施する。</p>	<p>危機管理防災課</p>
非常用発電機の充実	<p>停電対策として、避難場所等における非常用発電設備として発電機の充実を図るとともに、県や災害時協定事業者との協力を要請する。</p>	<p>総務課 ・施設所管課</p>

2 防災活動拠点の充実

施策	内容	担当
オープンスペースの確保	救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を行うためのオープンスペースの確保に努めるとともに、風水害時の使用に係るマニュアル等を作成する。	危機管理防災課 ・まちづくり課
ヘリポートの指定及び維持管理	救出救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプターの離発着可能地点として指定されている施設の維持管理を行う。	危機管理防災課 ・加須消防署 ・施設所管課
施設の停電対策	風水害時の非常用発電設備等の各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定を締結する。	危機管理防災課
	非常用発電設備として発電機を配置するとともに、停電時に利用が可能な燃料電池や蓄電池の導入を推進する。	総務課 ・施設所管課
情報システムの安定運用管理	非常用電源の増強や重要情報の確実なバックアップと媒体の遠隔地保管など、緊急事態発生時における具体的な対応の強化を図り、迅速なシステムの復旧と安定的な稼働を確保する。	業務改善課

3 防災資機（器）材等の準備及び備蓄

施策	内容	担当
備蓄場所及び備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため、水害時避難場所である市内各小学校（北川辺地域のみ中学校を含む。）に備蓄場所を設け、分散備蓄を推進する。また、広域的な物資輸送道路に面した地域や市街地の地域特性等を考慮し、防災活動拠点の充実と併せて総合的に備蓄場所を確保・整備する。	危機管理防災課 ・教育総務課 ・学校教育課
備蓄品台帳の整備	避難場所等における食料や日用品等の必要物資を管理するため、備蓄品台帳を整備し、常に備蓄状況を確認・管理する。	危機管理防災課
飲料水・生活用水の供給対策	<p>応急給水拠点における給水に必要な資機（器）材の整備、給水タンク（車）・ポリタンク等の運搬用給水機材や発電機及び緊急時給水装置等をすぐに使用できるよう、平常時より保守点検を行う。</p> <p>また、風水害発生時の応急給水用の飲料水として、被害想定に基づき概ね1人1本のペットボトルを計画的に備蓄する。</p>	危機管理防災課 ・水道課
	<p>市の「公共施設における災害対応型自動販売機の設置方針」に基づき、公共施設においては、風水害時に飲料水が無料で提供できる「災害対応型自動販売機」を設置する。</p> <p>また、各事業者に対して災害対応型自動販売機の設置を推進する。</p>	
	<p>受水槽及び給水車又はそれに変わる飲料水等の給水や輸送手段を有する他自治体や事業者等に対して災害対策用応急給水協定の締結に努める。また各学校の受水槽は停電時の活用を踏まえ改良工事し平時からの備えとする。</p>	

<p>食料の備蓄・調達</p>	<p>主食類の備蓄目標数については、被害想定に基づく避難者数及び帰宅困難者数の、前者は3日分の、後者は1日分の、それぞれ3食分の、アルファ米、おかゆ、ビスケット、粉ミルク等の備蓄を推進する。 また、備蓄や保存に適さない、弁当、おにぎり等加工食品や野菜等の調達については、大規模小売店やスーパー等と食料の確保に関する協定締結に努め緊急時の対応に備える。市で食料を備蓄するほか、市民や市内の事業所等においても食料を備蓄するよう促進に努める。</p>	<p>観光振興課 ・産業振興課 ・農業振興課 ・危機管理防災課 ・子育て支援課</p>
<p>生活必需品、感染対策品等の確保</p>	<p>毛布、タオル、避難場所用マットや生活必需品やマスクや消毒液等の感染症対策品等を計画に基づき備蓄する。 また、大規模小売店やスーパー等との生活必需品の確保に関する協定締結を推進する。</p>	<p>危機管理防災課 ・子育て支援課</p>
<p>医薬品・医療資機(器)材の確保</p>	<p>加須医師会、加須市歯科医師会及び加須市薬剤師会と協議し、医薬品・医療資機(器)材の備蓄に努める。</p>	<p>健康医療推進課</p>
<p>福祉資機(器)材の整備</p>	<p>福祉避難スペースや福祉避難所など、災害時要援護者の避難場所生活に対応した各種の資機材等を整備する。災害用トイレやコミュニケーション支援ボード、障害種別・支援種別ごとのビブス(バンドナ)等を常備する。 ※ ボランティアセンターも同様</p>	<p>地域福祉課 ・危機管理防災課 ・障がい者福祉課</p>
<p>トイレの備蓄・整備</p>	<p>携帯トイレ、簡易トイレ等の災害用トイレを備蓄する。 事業所、家庭及びマンション管理者に、当面の目標として3日分の災害用トイレの備蓄を促進する。</p>	<p>下水道課 ・危機管理防災課</p>
<p>ライフライン復旧までの代替エネルギーの確保</p>	<p>避難場所生活の長期化等に伴うエネルギー確保のため、(社)埼玉県エルピーガス協会支部や事業者等との供給協定の締結を推進する。</p>	<p>観光振興課 危機管理防災課</p>

4 緊急輸送道路及び沿線の整備

施策	内容	担当
<p>緊急輸送道路の整備</p>	<p>緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、通常パトロール、異常気象時等パトロールを行い災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。 市は県と連携し、指定された緊急輸送道路の側溝等の整備や道路の嵩上げ等を促進し、風水害による被害の発生を少なくするように努める。 また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や甚大な被害が懸念される箇所の調査を行う。</p>	<p>道路課 道路課 ・治水課 ・まちづくり課</p>
<p>応援体制の整備及び啓開資機材の整備</p>	<p>災害の発生後に建築業者等から応急復旧作業の協力が得られるよう、応援体制を整備する。 市は、土砂・流木撤去、道路啓開に係る資機材を整理する。また、各地域の防災協力建設安全協議会等との連絡を密にして使用できる建設機械等の把握をする。</p>	<p>建築課 ・道路課 道路課 ・治水課</p>

第3 実践的な防災活動の実施

1 水防活動体制の強化

施策	内容	担当
雨量計・量水標の点検・整備	河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。	危機管理防災課 ・治水課
水防倉庫・資機（器）材の整備	水防用資機（器）材の備蓄の充実に努め、緊急事態に備え万全の体制を整えておく。	加須市・羽生市 水防事務組合 治水課 ・危機管理防災課
気象及び河川情報システムの活用	広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、国・県等の各種災害オペレーション支援システムなど情報の活用を努める。	治水課 ・危機管理防災課
監視警戒の強化	水害の可能性のある重要水防箇所について、状況の的確な把握のためパトロールを強化する。	道路課 ・治水課 ・各地域振興課 ・加須消防署 ・水防団
交通規制の準備	堤防の決壊のおそれなど避難指示発令時等における、危険区域内への進入車両を規制するため、市・関係機関との間の方法等について事前調整を図る。	交通防犯課 ・加須警察署 ・県

2 水害時の避難等対策

施策	内容	担当
水害時避難方法等の確立	浸水シミュレーションによる浸水深・到達時間などに基づき、各堤防の決壊想定個所に応じた要避難区域の事前決定、情報伝達や避難方法、避難場所等を確立する。	危機管理防災課 ・治水課 ・各地域振興課
水害時避難場所の指定及び整備	想定浸水深に対し相当の高さがある安全な工場・事業所・商業施設・マンションなどについて、管理者の協力を得て水害時避難場所として指定を促進する。 水害時避難場所における長時間の孤立を想定し、通信・医療救護資機材・自立電源・飲料水・食料等の整備と備蓄を図る。	
孤立者の救出対策	水害時避難場所又はその他の避難先で孤立する市民について、ヘリコプター、舟艇等の運用による確実な救出に向け、関係機関と連携し行動計画を作成する。	危機管理防災課 ・加須消防署 ・警察署
サインマップの促進	来訪者等への情報提供を含め過去の浸水深や想定される水位の電柱等への表示、水害時避難場所表示・地図表示など、緊急時の円滑な避難を促すサイン類の整備を促進する。	治水課 道路課 危機管理防災課 ・総務課 ・各地域振興課
要配慮（災害時要援護）者利用施設への支援	相当の浸水が想定される社会福祉施設について、施設の避難対策について確認するとともに必要な支援体制の構築を進める。	危機管理防災課 ・治水課 ・障がい者福祉課 ・高齢介護課
疎開避難先の確保	1箇月以上の長期間の排水不能やライフライン断絶に備え、市内・市外（県外含む）の生活環境が整った宿泊系施設の確保を、予め確保する。	危機管理防災課

3 消防体制の充実

施策	内容	担当
消防活動体制の整備強化	平常時の消防力を風水害時においても最大限に活用するため、被害の態様に即した各種の災害消防計画を策定し、有事即応体制を確立する。	加須消防署
	各種の災害に対応するため、消火活動、救急救助活動に有効な特殊車両、各種装備、資機（器）材や救助部隊の充実強化など、消防力を計画的に整備する。	
情報通信体制の整備強化	高機能の消防指令設備を計画的に整備するとともに、通信体制の強化を図る。	加須消防署
消防水利の整備	加須消防署との連携を図りつつ、風水害対策上重要な地域を中心に、消火栓、防火水槽の消防水利の維持管理に努める。また、一定以上の宅地開発の場合には、消火栓や防火水槽を設置するよう指導する。	危機管理防災課 ・加須消防署
消防団（水防団）の強化	消防団員は水防団員を兼務することから、事業所職員等が消防団（水防団）に入団するように促すことで、消防団（水防団）員の安定確保に努めるとともに、無線通信訓練や加須消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。	危機管理防災課 ・治水課
	老朽化した消防団（水防団）詰所の建替、修繕等を適時実施する。 消防ポンプ車の適正管理及び適時入れ替え、並びに消防資機（器）材・救助資機（器）材の整備、携帯通信機器の充実を計画的に推進し、「消防団の装備の基準」に基づき、装備の整備・充実を進める。	
市民・事業者等との連携	自主防災組織と事業者の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。	危機管理防災課 ・加須消防署

4 救助・救急・医療体制の整備

施策	内容	担当
救助体制の整備	風水害時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助資機（器）材を増強するなど、加須消防署における救助体制の充実を図る。	加須消防署
救急体制の整備	救急車に積載する救急用資機（器）材を整備し、傷病者搬送体制を強化する。	
	救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士及び救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実する。	
市民の自主救出・救護能力の向上	現場での救命効果向上を図るため、救急資機（器）材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資機（器）材を整備する。	危機管理防災課
	地域住民が救出・救護知識及び技術を習得するための教育訓練を計画的に行う。 自主防災組織及び市民、事業者の防火管理者や自衛消防隊員、災害ボランティア等に対し、救出活動技術、応急救護技術の普及・訓練を推進する。	
	応急手当用資機（器）材、自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図る。	健康医療推進課 ・危機管理防災課

医療体制の整備	加須医師会や加須市歯科医師会、加須市薬剤師会との連携を密にし、医療班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施のための体制を整備する。	健康医療推進課 ・いきいき健康長寿課
避難住民の健康管理	関係機関と協議し、風水害時の役割分担及び協力体制を整備する。	いきいき健康長寿課

5 通信体制の整備

施策	内容	担当
防災行政無線の活用	円滑な情報伝達の実現のため、防災行政無線の活用を推進するとともに、通信体制の統一に向けた段階的な整備を行う。	危機管理防災課 ・シティプロモーション課
防災アプリ等の活用	防災アプリや市ホームページ、市SNS等を活用し、適時的確な情報発信を行う。	
災害時優先電話の活用	災害対策本部等の通信連絡体制を確保するため、災害時優先電話を活用する。	
アマチュア無線の活用	各種通信手段の途絶に備え、アマチュア無線局との災害時協力体制を構築する。	
全国瞬時警報システムの活用	国が緊急時の警報伝達等のために設置を促進している「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適正な運用に努める。	

6 輸送体制等の整備

施策	内容	担当
資機(器)材の整備	平常時から風水害に備え、啓開資機材を整備するとともに、防災協力建設安全協議会等を通じて使用できる建設機械の把握等を行う。	道路課 ・治水課 ・各総合支所 農政建設課
輸送車両の確保	風水害時の車両調達について、事前に関係団体と供給の協定を締結するなどの措置を講じる。	危機管理防災課
	災害応急対策に要する緊急車両等については、警察署を窓口として県公安委員会に事前届出を行う。	総務課

7 燃料の確保

施策	内容	担当
施設及び車両の燃料確保	各公共施設で風水害時に使用する燃料(灯油、軽油、重油)の確保を図るため、平常時から燃料計の残量1/2を目途として燃料補給を行う。	総務課 ・関係課
	風水害時に物資等の輸送手段として使用する車両の燃料確保を図るため、平常時から燃料計の残量1/2を目途として給油する。	総務課
	車両燃料の確保を図るため、関係業者と「災害時における車両燃料の優先供給協定」を締結するなどの措置を講じる。	危機管理防災課

8 防災の調査・研究

施策	内容	担当
被害想定調査	中央防災会議、県防災会議等による被害想定調査や地盤、地質データ、人口、建物などの統計資料等に基づき解析し、風水害による被害予測を行う防災アセスメント調査等を実施し、被害軽減・防止、応急対策需要の検証など、防災対策の基礎資料とする。	危機管理防災課
避難場所・防災関連システムの導入の検討	国において、防災・減災に資するシステムの構築に取り組んでいることから、避難場所や物資の管理等の実際の状況を精査し、利便性または費用対効果も踏まえて導入に向けた検討をする。	

9 仮置場の確保

施策	内容	担当
仮置場	道路障害物等の緊急的に除去された災害廃棄物、及び個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等から排出された災害廃棄物を分別集積した後、手作業、重機作業により災害廃棄物の前処理(粗選別等)を行い、クリーンセンターや中間処理施設へ積み替える拠点とする。	資源リサイクル課

第3章 風水害対応体制計画

第1節 災害対策情報収集室体制

【◎治水課・危機管理防災課・総務課】

災害時において、情報を迅速に把握するとともに、災害対策本部との連携を円滑に行うにあたり、方針の検討を行うため、災害対策情報収集室運営マニュアル（水害編）に基づき、本部で議論するための情報を収集する災害対策情報収集室を設置する。

第1 実施責任者

風水害発生のおそれがある場合における災害対策情報収集室・活動体制の実施は、市長が行う。

第2 実施担当者

都市整備部長

第3 設置目的

- (1) 災害対策情報の収集
- (2) 方針の検討 ※ その後、「危機対策会議」「災害警戒本部」「災害対策本部」で協議し、本部長（市長又は副市長）が正式に意思決定する

第4 開設の要件

- (1) 気象庁ほか気象情報サービス機関の発表する、新たに発生した台風の予想進路が、関東地方を直撃・近接する見込みがある場合
- (2) 気象庁ほか気象情報サービス機関により、利根川、渡良瀬川、荒川上流域で洪水が懸念される程の降雨予想が出た場合

第5 開設の時期

台風接近の5日前 ※ 但し、10日前から平時の勤務場所の自席で情報収集は開始する。

第6 災害対策情報収集室の体制

(1) 開設場所 本庁舎3階 教育委員会室

(2) 対応者（協議出席者）

対応者	対応業務
市長 副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策への指示 ・危機対策会議、災害警戒本部、災害対策本部の設置指示
環境安全部 こども局長 都市整備部長 危機管理防災課長 治水課長 危機管理防災課担当 治水課担当	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の収集・分析 ・関係機関との連絡調整 ・各種情報の報告・記録
シティプロモーション課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報発信
国土交通省リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策への助言指導
水防団長	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団への指示・報告
加須警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策等への指示・報告

第2節 危機対策会議体制

【◎危機管理防災課・治水課・各総合支所地域振興課】

加須市危機対策会議設置要綱に基づき、次の体制にて危機対策会議を行う。

第1 危機対策会議の組織等

1 責務

市は、市の地域に比較的大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報の収集や伝達活動に当たる。

2 危機対策会議の組織及び所掌事務

(1) 会議の構成員

議長及び委員は、当該各号に定める者をもって充てる。

議長	市長
副議長	副市長及び教育長
委員	委員（以下「委員」という。）加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長とするほか、秘書課長、財政課長、シティプロモーション課長及び加須消防署長をもって充てる。
事務局	環境安全部危機管理防災課

※ 議長（市長）は、この表に掲げる者のほか、関係部課長等必要と認める者を委員とすることができるほか、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	① 危機情報の収集に関すること。 ② 危機対応策の検討に関すること。 ③ その他必要な危機対策に関すること。
危機対策会議	① 危機対策会議は、議長及び委員をもって構成する。 ② 危機対策会議の庶務は、危機管理防災課が処理する。

3 危機対策会議の構成と役割

職名	担当者名	役割
議長	市長	・議長が招集し、主宰する。
副議長	副市長 及び教育長	・議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。この場合において、副議長が2人以上あるときは、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。
委員	総合政策部長 総務部長 環境安全部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康医療部長 都市整備部長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 消防署長 秘書課長 財政課長 シティプロモーション課長	・議長の命を受け、危機対策会議の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各部の指揮をとる。
事務局	危機管理防災課長	・本会議の事務を行う。
事務局付	治水課長	・事務局と連携し、その職務に当たる。 ※風水害対策時に限る。

※ 委員は、必要に応じて、当該委員が認めた場合には、増員することができる。

第3節 災害警戒本部体制

【◎危機管理防災課・各課共通】

比較的中規模な風水害が発生し、もしくは発生が予想されるなどの場合、又は各種警報等の発表が予想されるなどの場合、災害対策本部の設置基準に至らない場合に、災害警戒本部を設置し災害情報の収集、警戒を行う。

第1 災害警戒本部の組織等

1 責務

市は、市の地域に比較的中規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報の収集や伝達、警戒活動に当たる。

2 災害警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部長、災害警戒副本部長及び災害警戒本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

災害警戒本部長	副市長
災害警戒副本部長	環境安全部長
災害警戒本部員	災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長とし、また本部に災害警戒本部付（以下「本部付」という。）を置き、秘書課長並びに秘書課の者をもって充てる。
事務局	環境安全部危機管理防災課
事務局付	都市整備部治水課長 ※風水害対策時に限る。

※ 災害警戒本部長は、上記に掲げるもののほか、関係部課長等必要と認めるものを災害警戒本部員とすることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 利根川中流4県境広域避難協議会から広域避難に関する共同検討に関すること。 ③ 自主的広域避難情報発令に関すること。 ④ 高齢者等避難発令判断の協議及び意思決定に関すること。 ⑤ 業務継続計画に関すること。 ⑥ 県災害対策本部等との連絡に関すること。 ⑦ 本部の警戒配備体制の廃止に関すること。 ⑧ 総合支所災害警戒本部の設置に関すること。」 ⑨ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員及び警戒本部付をもって構成する。 ② 災害警戒本部会議の庶務は、総括班が処理する。

3 災害警戒本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
災害警戒 本部長	副市長	・本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
災害警戒 副本部長	環境安全部長	・本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
災害警戒 本部員	総合政策部長 総務部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康医療部長 都市整備部長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 加須消防署長	・本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
災害警戒 本部付	秘書課長	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・視察等に関すること。
事務局	危機管理防災課長	・本部会議の事務を行う。
事務局付	治水課長	・事務局と連携し、その職務に当たる。

※各総合支所長は、総合支所災害警戒本部にて、災害警戒本部員及び総合支所災害警戒本長として、本部との連携並びに各地域の災害対応の指揮をとる。

※災害警戒本部付は、必要に応じ、災害警戒本部長が認めた場合には、増員することができる。

第4節 総合支所災害警戒本部体制

【◎各総合支所地域振興課・総合支所共通】

風水害時における地域ごとの活動拠点として、騎西、北川辺及び大利根の各総合支所に総合支所災害警戒本部を設置し、避難対策の円滑な実施を図る。なお、北川辺地域においては、第4章第17節 北川辺地域の特例に記述する。

第1 総合支所災害警戒本部の組織等

1 責務

総合支所災害警戒本部は、担当する地域内における被害状況の収集、災害警戒本部への連絡及び応援要請など、地域内の避難対策を統括する。

2 総合支所災害警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の構成員

総合支所災害警戒本部長、総合支所災害警戒副本部長及び総合支所災害警戒本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

総合支所災害警戒 本部長	総合支所長
総合支所災害警戒 副本部長	総合支所地域振興課長
総合支所災害警戒 本部員	総合支所災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する各総合支所の課の長とする。
事務局	総合支所地域振興課

※ 総合支所災害警戒本部長は、上記に掲げるもののほか、関係課長等必要と認めるものを本部員とすることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 各災害警戒本部等との連絡に関すること。 ③ 総合支所災害警戒本部の配備体制に関すること。 ④ 住民の避難に関すること。 ⑤ 所管する公共施設に関すること。 ⑥ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
総合支所災害 警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所災害警戒本部会議は、総合支所災害警戒本部長、総合支所災害警戒副本部長、総合支所災害警戒本部員をもって構成する。 ② 総合支所災害警戒本部会議の庶務は、地域振興班が処理する。

3 総合支所災害警戒本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
総合支所災害警戒 本部長	総合支所長	・総合支所災害警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
総合支所災害警戒 副本部長	地域振興課長	・総合支所災害警戒本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
総合支所災害警戒 本部員	市民福祉健康課長 農政建設課長	・総合支所災害警戒本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
本部付	水防副団長	・水防団及び水防に関すること。 ※河川の水位が「氾濫注意水位（警戒水位）」に達した時点から 「氾濫注意水位」 ・利根川（栗橋） 5.0m ・渡良瀬川（古河） 4.7m
事務局	地域振興課長	・総合支所災害警戒本部会議の事務を行う。

4 設置場所

総合支所庁舎 事務スペース又は会議室

第5節 災害対策本部体制

【◎危機管理防災課・各課共通】

災害応急対策は、風水害の発生又は発生するおそれがある場合は災害対策基本法第23条の2の規定に基づく加須市災害対策本部及び各機関の防災組織により被害発生を防御及び災害の拡大を防止するための応急対策を行い、市民の生命と財産を守るとともに被害の軽減を図る。

第1 災害対策本部の組織等

1 責務

市は、市内各地域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、埼玉県地域防災計画及び加須市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体、市民などの協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実務に努める。

また、必要に応じて、災害に関する総合的な調整機関である加須市防災会議と緊密な連携を図り、地域における災害予防及び災害応急対策を実施する。

2 災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 災害対策本部の構成員

災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長、教育長
災害対策本部員	加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長（以下「本部員」という。）とし、また本部に災害対策本部付（以下「本部付」という。）として秘書課長を置き、必要に応じて関係各課の者をもってこれに充てる。
事務局	環境安全部危機管理防災課 都市整備部治水課

※ 災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係部課長等必要と認めるものを災害対策本部員とすることができる。

※資料第2「加須市災害対策本部条例」

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 避難情報の発令に関すること。 ③ 埼玉県、政府機関及び公共機関等に対する応援要請に関すること。 ④ 災害救助法の適用申請に関すること。 ⑤ 隣接市町との相互応援に関すること。 ⑥ 県災害対策本部との連絡に関すること。 ⑦ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ⑧ 災害対策本部の非常配備体制の廃止に関すること。 ⑨ 総合支所災害対策本部の設置に関すること。
------	--

	⑨ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
災害対策本部会議	① 災害対策本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び本部付をもって構成する。 ② 災害対策本部会議の庶務は、総括班が処理する。

3 災害対策本部の構成及び役割

構 成 員	職 名	役 割
災害対策本部長	市長	・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長 教育長	・災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。(順位は第1に副市長、第2に教育長とする。)
災害対策本部員	環境安全部長 総合政策部長 総務部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康医療部長 都市整備部長 上下水道部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 生涯学習部長 学校教育部長 消防署長	・災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき各班の指揮をとる。
災害対策本部付	秘書課長 水防団長	・災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関すること。 ・災害見舞、視察等に関すること。 ・水防団及び水防に関すること。
アドバイザー	自衛隊、警察、 国交省リエゾン、 埼玉県職員、医師会	・専門的な立場からの助言等
事務局	危機管理防災課長	・災害対策本部会議の事務を行う。
事務局付	治水課長	・事務局と連携し、その職務に当たる。

※ 災害対策本部設置前においては、副市長を災害警戒本部長とする。

※ 各総合支所長は、総合支所災害対策本部にて、災害対策本部員及び総合支所災害対策本長

として、災害対策本部との連携並びに各地域の災害対応の指揮をとる。

※ 災害対策本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合には、増員することができる。

第2 水害時の事務に関する主管課及び災害対策本部の班組織・分掌事務

1 水害に関する事務 主管課一覧表

連番	水害に関する事務	主管課
1	水害対策の総合調整に関すること。	環境安全部危機管理防災課
2	水害情報の伝達に関すること。	環境安全部危機管理防災課
3	水害情報の発言に関すること。	総合政策部タイプ・ロケーション課
4	水害に係る避難情報発令基準に関すること。	都市整備部治水課
5	水害時の災害対策情報収集室の場所の確保、環境整備等に関すること。	総務部総務課
6	災害対策情報収集室の設置及び運営に関すること。	都市整備部治水課
7	災害対策本部の設置及び運営に関すること。	環境安全部危機管理防災課
8	職員の招集に関すること。	総務部職員課
9	北川辺総合支所本部の移転に関すること。	北川辺総合支所地域振興課
10	コールセンターの開設及び運営に関すること。	市民相談室
11	水害時における国土交通省との連携に関すること。	総務部職員課
12	水害時避難場所等の適正な配置に関すること。	環境安全部危機管理防災課
13	水害時避難場所及び駐車スペースの確保に関すること。	経済部産業振興課
14	市外広域避難場所の確保に関すること。	環境安全部危機管理防災課
15	自主的広域避難の周知に関すること。	環境安全部危機管理防災課
16	荒川の洪水対策に関すること。	騎西総合支所地域振興課
17	自主的広域避難場所の開設及び運営に関すること。	健康医療部国保年金課
18	水害時避難場所等の開設及び運営に関すること。	こども局子育て支援課
19	水害時避難場所運営班の配置に関すること。	総務部職員課
20	水害時避難場所運営班の編成に関すること。	こども局子育て支援課
21	水害時避難場所の備蓄物資の整備に関すること。	こども局子育て支援課
22	備蓄物資の管理及び応援物資の配分、配達等に関すること。	経済部観光振興課
23	福祉避難スペースの整備並びに福祉避難所の開設及び運営に関すること。	福祉部地域福祉課
24	広域避難移動経路の選定に関すること。	大和根総合支所地域振興課
25	水害時避難場所等の案内に関すること。	環境安全部危機管理防災課
26	災害時要援護者の広域避難に係る移送に関すること。	環境安全部危機管理防災課、 福祉部地域福祉課、 北川辺総合支所地域振興課、 市民福祉健康課、 大和根総合支所地域振興課、 市民福祉健康課
27	水害時の水防団との連携に関すること。	都市整備部治水課
28	水害時避難場所における自治協力団体との連携に関すること。	総合政策部市民協働推進課
29	水害時の民生委員、児童委員との連携に関すること。	福祉部地域福祉課
30	災害対策情報収集室と各総合支所及び水害時避難場所との情報連携に関すること。	行政委員会

出典「水害に関する事務に係る「加須市組織規則」の一部改正について（令和2年6月22日）」

2 災害対策本部の班組織及び分掌事務（災害警戒本部の分掌事務は、本分掌事務に準じる）

2 災害対策本部の班組織・分掌事務

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>環境安全部 ★環境安全 部長 ☆環境安全部 副部長</p>	<p>総 括 班 ●危機管理防災課 ○環境政策課 ○資源リサイクル課 ○交通防犯課</p>	<p>発災前</p> <p>【5日前～3日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合調整に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・災害対策情報収集室運営に関すること。 ・危機対策会議の設置・運営に関すること。 ・職員配備体制の確認に関すること。 ・大型台風接近に伴う内水対応活動に関すること。 ・注意喚起に関すること。 <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部の設置・運営に関すること。 ・総合支所本部の設置に伴う担当者配備指示に関すること。 ・内水タイムラインの発動・進捗管理に関すること。 ・利根川・渡良瀬川・荒川タイムラインの履行に関すること。 ・避難情報発令基準の確認（自主的広域避難情報）に関すること。 ・避難対策（自主的広域避難者対応、自主的広域避難場所開設に伴う物資の準備）に関すること。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関すること。 ・市内広域避難者用バスの手配・配車調整に関すること。 ・避難対策（高齢者等避難に伴う避難者対応、災害時要援護者向け避難場所対応、バスの対応）に関すること。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難対策（避難指示発令に伴う避難者対応、バスの対応）に関すること。 ・市外広域避難場所との連絡・調整に関すること。 ・消防活動と応援受け入れ態勢の確保に関すること。 ・自衛隊派遣要請依頼に関すること。 <p>【8時間前～発災までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難対策（緊急安全確保発令に伴う避難者対応、水害時【緊急】避難場所対応）に関すること。 ・避難支援関係者への撤退指示に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の全体的な把握に関すること。 ・災害対策本部の設置・運営に関すること。（継続）

<p>環境安全部 ★環境安全 部長 ☆環境安全部 副部長</p>	<p>総括班 ●危機管理防災課 ○環境政策課 ○資源リサイクル課 ○交通防犯課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所本部の設置に伴う担当者配備指示に関すること。（継続） ・職員配備体制の確認に関すること。（継続） ・水害時避難場所の再編に関すること。 ・消防活動と応援受け入れ態勢の確保に関すること。 ・自衛隊派遣要請依頼に関すること。 ・災害廃棄物処理チームの配備指示に関すること。 ・被災者台帳の作成に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関すること。（継続） ・迅速な災害復旧の統括に関すること。 ・民生安定のための緊急措置（市民への支援）に関すること。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関すること。（継続） ・災害警戒本部の設置・運営に関すること。 ・災害対策復興本部の設置・運営に関すること。
	<p>第4章 第1節 災害情報収集・伝達 第2節 災害対策情報収集室・活動体制 第3節 危機対策会議・活動体制 第4節 大型台風接近に伴う内水対応活動計画 第5節 注意喚起 第6節 内水タイムライン 第7節 利根川・渡良瀬川・荒川タイムライン 第8節 災害警戒本部・活動体制 第9節 総合支所災害警戒本部・活動体制 第13節 気象情報・河川水位情報の収集・伝達体制 第14節 避難情報発令基準 第16節 避難対策 第17節 北川辺地域の特例 第18節 荒川に対する避難対策 第20節 災害対策本部・活動体制 第23節 水害時避難場所の開設・運営 第25節 自治協力団体（自主防災組織）との連携 第26節 民生委員・児童委員との連携 第34節 帰宅困難者対策 第35節 自衛隊派遣要請 第36節 応援要請・要員確保 第37節 消防活動・応援受け入れ</p> <p>第5章 第1節 職員配備体制 第2節 災害情報収集・伝達 第3節 災害対策情報収集室・活動体制 第4節 災害対策本部・活動体制 第5節 総合支所災害対策本部・活動体制 第6節 避難情報解除基準 第9節 帰宅困難者対策 第15節 応援要請・要員確保 第16節 消防活動・応援受け入れ 第17節 自衛隊派遣要請 第22節 飲料水の供給 第27節 安否情報の提供</p>	

環境安全部 ★環境安全部長 ☆環境安全部副部長	<p>第6章 第1節 災害救助法の適用 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第3節 自治協力団体（自主防災組織）との連携 第4節 民生委員・児童委員との連携 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】 第5節 迅速な災害復旧【公共施設、インフラの復旧】</p>	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">発災前</p> <p>【3日前～当日までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施設等の被害調査、応急対策に関する事。 ・要援護者避難開始時の交通対策に関する事。 ・加須警察署及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 ・災害警備について自治協力団体（自主防災組織）等との連絡調整及び協力要請に関する事。 ・公共交通機関との避難・応急対策の連携。 ・避難指示に備えた災害警備に関する事。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急安全確保による交通対策に関する事。 ・交通途絶に伴う交通規制に関する事。
	<p style="text-align: center;">交通班 ●交通防犯課</p>	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">発災後</p> <p>【発災後3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通途絶に伴う交通規制に関する事。（継続） ・交通手段の確保に関する事。 ・道路施設等の応急対策に関する事。（継続） ・公共交通機関との応急対策の連携。（継続） ・災害警備について自治協力団体（自主防災組織）等との連絡調整及び協力要請に関する事。（継続） ・その他交通及び防犯に関する事。
	<p>第4章 第33節 交通対策 第38節 災害警備対策</p> <p>第5章 第13節 交通対策 第19節 災害警備対策 第27節 安否情報の提供</p>	
<p style="text-align: center;">環境班 ●環境政策課 ○資源リサイクル課 （各所管施設）</p>	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">発災前</p> <p>【5日前～3日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床下、床上浸水に備えた薬剤や消毒機械の確保など防疫の準備に関する事。 <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物保護等に係る関係機関との協力体制の確保に関する事。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p>	

<p>環境安全部 ★環境安全部長 ☆環境安全部副部長</p>	<p>環境班 ●環境政策課 ○資源リサイクル課 (各所管施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況調査に関する事。 ・ごみの処理に係る情報収集及び処理に関する事。 【当日～8時間前までに着手】 ・災害廃棄物処理チームの編成、着手に関する事。 <p>発災後</p> <ul style="list-style-type: none"> 【3日以内に着手】 ・仮設トイレの設置、し尿処理に関する事。 ・り災家屋等の情報収集並びに衛生の保持や防疫の実施に関する事。 ・被災地の清掃及び災害廃棄物の処理に関する事。 ・仮置場の開設・運営に関する事。 ・災害廃棄物処理に関する事。 【4日～7日以内に着手】 ・ねずみ、害虫駆除に関する事。 ・動物の保護や適正飼養に関する対策の実施に関する事。 【8日以降に着手】 ・災害廃棄物処理に関する事。(継続)
<p>第4章 第30節 ペット対策 第5章 第12節 災防疫対策害時に発生する廃棄物対策 第21節 防疫対策</p>		

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部副部長</p>	<p>広報班 ●シティプロモーション課</p>	<p>発災前</p> <ul style="list-style-type: none"> 【5日前～3日前までに着手】 ・注意喚起(危機管理防災課)に関する事。 【3日前～2日前までに着手】 ・注意喚起に関する事。(継続) ・災害情報及び避難情報に係る情報の提供に関する事。 ・報道機関への情報の提供に関する事。 【2日前～1日前までに着手】 ・災害情報及び避難情報に係る情報の提供に関する事。(継続) ・報道機関への情報の提供に関する事。(継続) 【当日～8時間前までに着手】 ・災害情報及び避難情報に係る情報の提供に関する事。(継続) ・報道機関への情報の提供に関する事。(継続) <p>発災後</p>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部 副部長	広 報 班 ●シティプロモーション課	<p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援情報及び応急対策情報等の広報活動に関すること。 ・災害情報及び避難情報に係る情報の提供に関すること。(継続) ・報道機関への情報の提供に関すること。(継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援情報及び応急対策情報等の広報活動に関すること。(継続) ・災害情報及び避難情報に係る情報の提供に関すること。(継続) ・報道機関への情報の提供に関すること。(継続) <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援情報及び応急対策情報等の広報活動に関すること。(継続) ・災害情報及び避難情報に係る情報の提供に関すること。(継続) ・報道機関への情報の提供に関すること。(継続)
	第4章 第5節 注意喚起 第15節 災害広報 第16節 避難対策 第5章 第7節 災害広報 第27節 安否情報の提供 第6章 第6節 遺体の収容及び埋・火葬	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当者)	分 掌 事 務
総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部 副部長	応援対策班 ●政策調整課 ○市民協働推進課 ○業務改善課	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治協力団体(自主防災組織)との災害状況・対応状況等の連絡・調整に関すること。 ・自治協力団体(自主防災組織)への避難情報「自主的広域避難情報」発令の連絡に関すること。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治協力団体(自主防災組織)への避難情報「高齢者等避難」発令の連絡に関すること。 ・自治協力団体(自主防災組織)への被害状況・避難状況等の収集・報告依頼・共有に関すること。 ・自治協力団体(自主防災組織)への避難行動期の協力要請に関すること。 ・自治協力団体(自主防災組織)への水害時避難場所運

部 課 名 等	班 (担当者)	分 掌 事 務
<p>総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部 副部長</p>	<p>応援対策班 ●政策調整課 ○市民協働推進課 ○業務改善課</p>	<p>営の協力要請に関すること（避難情報発令2時間前）。 【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「避難指示」発令の連絡に関すること。 自治協力団体（自主防災組織）への避難行動期の協力要請に関すること。 自治協力団体（自主防災組織）への水害時避難場所運営の協力要請に関すること（避難情報発令2時間前）。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 応援要請・要員確保 所管施設の被害状況把握に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治協力団体（自主防災組織）への被害状況等に関する情報の提供依頼に関すること。 自治協力団体（自主防災組織）への復旧期までの災害対応の協力要請に関すること。 所管施設の業務再開に関すること。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復興対策本部の設置
	<p>財 政 班 ●財政課 ○管理契約課</p>	<p>第4章 第16節 避難対策 第22節 コールセンターの設置・運営 第25節 自治協力団体（自主防災組織）との連携 第28節 公共施設等の安全対策 第33節 交通対策 第34節 帰宅困難者対策 第36節 応援要請・要員確保 第38節 災害警備対策</p> <p>第5章 第8節 コールセンターの設置・運営 第9節 帰宅困難者対策 第13節 交通対策 第14節 公共施設等の応急対策 第15節 応援要請・要員確保 第19節 災害警備対策 第20節 災害ボランティアセンターの設置 第27節 安否情報の提供</p> <p>第6章 第1節 災害救助法の適用 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第3節 自治協力団体（自主防災組織）との連携 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】 第7節 計画的な災害復興</p> <p>発災前</p> <p>【5日前～3日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフライン関連情報の広報に関すること。 <p>【3日前～2日前までに着手】</p>

部 課 名 等	班 (担当者)	分 掌 事 務
総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部副部長	財 政 班 ●財政課 ○管理契約課	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン関連情報の広報に関すること。 【2日前～1日前までに着手】 ・ライフライン関連情報の広報に関すること。 【当日～8時間前までに着手】 ・ライフライン関連情報の広報に関すること。 <p>発災後</p> <ul style="list-style-type: none"> 【3日以内に着手】 ・ライフライン事業者との応急復旧の調整に関すること。 ・ライフライン関連情報の広報に関すること。 【4日～7日以内に着手】 ・ライフライン事業者との応急復旧の調整に関すること。 ・ライフライン関連情報の広報に関すること。 【8日以降に着手】 ・ライフライン事業者との応急復旧の調整に関すること。 ・ライフライン関連情報の広報に関すること。 ・激甚災害指定の手續に関すること。 ・激甚災害に関する被害状況等の報告に関すること。 ・特別財政援助額の交付手續に関すること。
第4章 第22節 コールセンターの設置・運営 第5章 第8節 コールセンターの設置・運営 第24節 電気・ガス・電気通信設備の災害応急対策 第6章 第1節 災害救助法の適用 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】		

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総 務 部 ★総務部長 ☆総務部副部長	総 務 班 ●総務課 ○人権・男女共同参画課	<p>発災前</p> <ul style="list-style-type: none"> 【5日前～3日前までに着手】 ・輸送車両の確保に関すること。 【3日前～2日前までに着手】 ・輸送車両の給油の喚起及び確認に関すること。 【2日前～1日前までに着手】 ・災害対策基本法に基づく協力要請に関すること。 ・輸送力及び輸送体制の確保に関すること。 【当日～8時間前までに着手】 ・輸送車両の水没の回避に関すること。

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>総 務 部 ★総 務 部 長 ☆総 務 部 副 部 長</p>	<p>総 務 班 ●総務課 ○人権・男女共同参画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両等の配車・運行に関すること。 <p>発災後</p> <ul style="list-style-type: none"> 【3日以内に着手】 ・庁舎の被害調査に関すること。 【4日～7日以内に着手】 ・庁舎及び公用車両の維持管理に関すること。 【8日以降に着手】 ・災害状況の統計処理等に関すること。
	<p>第4章 第2節 第31節 輸送車両の確保 第35節 自衛隊派遣要請 第36節 応援要請・要員確保</p> <p>第5章 第3節 災害対策情報収集室・活動体制 第15節 応援要請・要員確保 第17節 自衛隊派遣要請 第27節 安否情報の提供</p>	<p>発災前</p> <ul style="list-style-type: none"> 【5日前～3日前までに着手】 ・水害時避難場所運営班の配置に関すること。 【3日前～2日前までに着手】 ・職員の招集に関すること。 【2日前～1日前までに着手】 ・職員の招集に関すること。 【当日～8時間前までに着手】 ・職員の招集に関すること。 <p>発災後</p> <ul style="list-style-type: none"> 【3日以内に着手】 ・状況を把握し、職員の配置換え及び調整に関すること。 ・職員の充足が必要な場合、派遣要請に関すること。 【4日～7日以内に着手】 ・状況を把握し、職員の配置換え調整及び派遣要請に関すること。 【8日以降に着手】 ・状況を把握し、職員の配置換え調整及び派遣要請に関すること。 ・災害従事職員の災害補償及び諸手当に関すること。
	<p>職 員 班 ●職員課</p>	<p>第4章 第27節 文教対策 第35節 自衛隊派遣要請 第36節 応援要請・要員確保</p> <p>第5章 第1節 職員配備体制 第15節 応援要請・要員確保 第17節 自衛隊派遣要請</p>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総 務 部 ★総 務 部 長 ☆総 務 部 副 部 長	第 25 節 文教対策	
	調 査 班 ●税務課 ○収納課	発災後 【3日以内に着手】 ・り災、被災証明書交付に係る計画策定に関する事 ・調査等に必要人員の確保に関する事 【4日～7日以内に着手】 ・調査班の編成に関する事 ・現地調査の実施に関する事 ・り災・被災台帳等の整備に関する事 ・り災・被災証明書の交付に関する事 ・市税等の減免、その他納税相談等に関する事
	第 6 章 第 1 節 災害救助法の適用 第 5 節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
	確 認 班 ●市民課	発災後 【3日以内に着手】 ・遺体安置所の開設に関する事 ・遺体の収容・身元確認に関する事 ・死亡者情報問合せ窓口の開設・広報に関する事 ・遺体の埋火葬手続きの調整に関する事 ・避難者情報の収集・整理に関する事 ・安否情報の照会・提供・回答に関する事
	第 4 章 第 34 節 帰宅困難者対策 第 5 章 第 9 節 帰宅困難者対策 第 27 節 安否情報の提供 第 29 節 遺体の収容 第 6 章 第 6 節 遺体の収容及び埋・火葬	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
経 済 部 ★経 済 部 長 ☆経 済 部 副 部 長 長	帰宅支援班 ●産業振興課	発災前 【当日～8時間前までに着手】 帰宅活動への支援に関する事。
		発災後 【3日以内に着手】 帰宅困難者への支援に関する事。
	第 4 章 第 33 節 帰宅困難者対策 第 5 章	

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
<p>経 済 部 ★経 済 部 長 ☆経 済 部 副 部 長</p>	<p>第9節 帰宅困難者対策 第27節 安否情報の提供 第6章 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>	
	<p>調 達 班 ●観光振興課</p>	<p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達品の一時集積場所開設準備に関すること。 ・商工団体との連絡調整に関すること。 ・市内小売販売業者等への状況連絡に関すること。 ・市内小売販売業者等に対する調達品の搬入要請に関すること。 ・避難場所に対する調達品の搬送に関すること。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達品の受入、搬送記録の確認に関すること。 ・商工団体との連絡調整に関すること。（継続） ・商業者に対する金融措置に関すること。
	<p>第6章 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p> <p>農 業 班 ●農業振興課 ○農業委員会事務局</p>	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者及び農業者への注意喚起に関すること。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者及び農業者への注意喚起に関すること。（継続） ・所管施設利用者の安全確保に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者の安全確保に関すること。（継続） ・所管施設の避難住民の把握に関すること。 ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。 ・農作物等の被害調査に関すること。 ・農業用施設、水産施設、畜産施設等の被害状況の調査に関すること。 ・農業団体との連絡調整に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害調査に関すること。（継続） ・農業施設、水産施設、畜産施設等の被害状況の調査に関すること。（継続）

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
	<p>農 業 班</p> <p>●農業振興課</p> <p>○農業委員会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業団体との連絡調整に関すること。(継続) ・農産物の確保及び輸送の総合統括に関すること。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の調達、保管及び防疫に関すること。 ・農家に対する金融措置に関すること。
	<p>第6章</p> <p>第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p> <p>第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>こども局</p> <p>★こども局長</p> <p>☆こども局副局長</p>	<p>避難場所 開設・運営班</p> <p>●子育て支援課</p>	<p>発災前</p> <p>【5日前～3日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の収集に関すること。 ・自主的広域避難情報発令を想定した避難場所の開設準備に関すること。 <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的広域避難情報発令に伴う避難場所の開設に関すること。 ・高齢者等避難発令を前にした避難場所の開設準備に関すること。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難発令に伴う避難場所の開設に関すること。 ・避難指示、緊急安全確保を前にした避難場所の開設準備に関すること。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示発令に伴う避難場所の開設に関すること。 ・緊急安全確保に伴う避難場所の開設に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所からの情報収集に関すること。 ・避難場所交代要員の要請に関すること。 ・避難場所の再編の検討に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所からの情報収集に関すること。(継続) ・避難場所交代要員の要請に関すること。(継続)

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>こども局 ★こども局長 ☆こども局副局長</p>	<p>避難場所 開設・運営班 ●子育て支援課</p>	<p>・避難場所の再編に関する事。 【8日以降に着手】 ・閉所に向けた準備に関する事。</p>
	<p>第4章 第12節 水害時避難場所運営班・活動体制 第16節 避難対策 第23節 水害時避難場所の開設・運営 第26節 文教対策 第27節 子育て保育対策 第28節 公共施設等の安全対策</p> <p>第5章 第2節 災害情報収集・伝達 第10節 水害時避難場所の運営・再編 第25節 文教対策 第26節 子育て保育対策 第27節 安否情報の提供</p> <p>第6章 第4節 民生委員・児童委員との連携 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>	
	<p>子育て保育班 ●こども保育課 (各所管施設) ○子育て支援課 (各所管施設)</p>	<p>発災前 【2日前～1日前までに着手】 ・利用者及び職員の安全確保に関する事。</p> <p>発災後 【3日以内に着手】 ・施設の現状確認に関する事。 【4日～7日以内に着手】 ・代替施設の準備・検討に関する事。 ・代替施設への受入開始(公立保育所より順次)に関する事。</p>
	<p>第4章 第16節 避難対策 第26節 民生委員・児童委員との連携 第27節 文教対策 第28節 子育て保育対策</p> <p>第5章 第11節 災害時要援護者の安全確保 第26節 子育て保育対策 第27節 安否情報の提供</p> <p>第6章 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>福 祉 部 ★福祉部長 ☆福 祉 部 副 部 長</p>	<p>救 援 班 ●地域福祉課 ○生活福祉課 ○障がい者福祉課</p>	<p>発災前</p> <p>【3日～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員への各種避難情報の連絡に関する事。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員に水害時避難場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請に関する事。（避難情報「高齢者等避難」発令2時間前） ・民生委員・児童委員への避難情報等の収集・報告依頼・共有に関する事。 ・所管施設、社会福祉施設の連絡調整に関する事。 ・在宅災害時要援護者の安全確保に関する事。 ・社会福祉施設利用者の安全確保に関する事。 ・福祉避難場所の開設・運営調整に関する事。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会との連携・協力要請に関する事。 ・行方不明者及び遺体の捜索に関する事。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営の補佐に関する事。 ・社会福祉施設の応急対策に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援制度及び埼玉県・市町村被災者安心支援制度に関する事。（申請書の受理） ・災害融資・弔慰金等の支給に関する事。
	<p>第4章 第16節 避難対策 第23節 コールセンターの設置・運営 第24節 災害時要援護者の安全確保 第26節 民生委員・児童委員との連携</p> <p>第5章 第11節 災害時要援護者の安全確保 第15節 応援要請・要員確保 第20節 災害ボランティアセンターの設置 第27節 安否情報の提供 第28節 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>第6章 第1節 災害救助法の適用 第4節 民生委員・児童委員との連携 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>	
<p>★社会福祉協議会 (本部付)</p>	<p>●社会福祉協議会</p>	<p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの開設・準備に関する事。 <p>【4日～7日以内に着手】</p>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
		・ボランティアセンターの運営に関する事。
	第5章 第15節 応援要請・要員確保 第20節 災害ボランティアセンターの設置 第6章 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
福祉部 ★福祉部長 ☆福祉部副部長	福祉班 ●高齢介護課 ○地域福祉課 ○生活福祉課 ○障がい者福祉課 (各所管施設)	発災前 【2日前～1日前までに着手】(発災後まで継続) ・所管施設利用者の安全確保に関する事。 ・所管施設・社会福祉施設との連絡調整に関する事。 ・社会福祉施設等利用者の安全確保に関する事。 発災後 【3日以内に着手】 ・所管施設の避難住民の把握に関する事。 ・介護サービス提供事業者等の被害調査及び連絡調整に関する事。 【4日～7日以内に着手】 ・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関する事。 ・社会福祉施設の応急対策に関する事。
	第4章 第16節 避難対策 第24節 災害時要援護者の安全確保 第5章 第11節 災害時要援護者の安全確保 第20節 災害ボランティアセンターの設置 第27節 安否情報の提供 第6章 第1節 災害救助法の適用 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
健康医療部 ★健康医療部長 ☆健康医療部副部長	自主的広域避難場所 開設・運営班 ●国保年金課 ○健康医療推進課 ○医療診断センター ○国民健康保険北川辺診療所	発災前 【3日前～2日前までに着手】 ・自主的広域避難情報発令に伴う避難場所の開設に関する事 ・避難場所の運営職員の配置に関する事 ・避難場所の運営状況報告に関する事
	第4章 第19節 自主的広域避難場所の開設・運営	

<p>健康医療部 ★健康医療部長 ☆健康医療部副部長</p>	<p>医療班 ●健康医療推進課 ○国保年金課 ○いきいき健康長 寿課 ○医療診断センター ○国民健康保険北 川辺診療所</p>	<p>発災前 【3日前～2日前までに着手】 ・施設利用者の安全確保に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事。 (救援労力の要請) 発災後 【3日以内に着手】 ・施設利用者の安全確保に関する事。 (継続) ・医療機関の被害状況、調査に関する事。 ・医療機関との受入れ等連絡調整に関する事。 (救援労力の要請) (継続) ・傷病者の搬送に関する事。 ・消毒薬品及び医療用資機材の受入、回収に関する事。 ・医薬品、衛生材料及び保存血液等の調達、補給に関する事。 ・医療救護所の開設に関する事。 【8日以降に着手】 ・被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付や一部負担金の免除、国保税の減額免除等に関する事。</p>
<p>第5章 第18節 救急救助・医療救護活動 第27節 安否情報の提供</p>		
	<p>衛生班 ●健康医療推進課 加須保健センター 騎西健康福祉センター 北川辺健康福祉センター 大和根健康福祉センター ○いきいき健康長 寿課 ○こども保育課</p>	<p>発災前 【状況に応じて】 ・施設利用者の安全確保に関する事。 ・保健所及び関係機関との連絡調整に関する事。 発災後 【3日以内に着手】 ・保健衛生対策に関する事。 ・感染症予防及び防疫対策に関する事。 ・り災者への心のケアに関する事。 ・健康相談及び保健指導に関する事。</p>
<p>第5章 第18節 救急救助・医療救護活動 第21節 防疫対策</p>		

★部局長(本部長) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>都市整備部 ★都市整備部長 ☆都市整備部副部長</p>	<p>公園班 ●まちづくり課</p>	<p>発災前 【3日前～当日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水タイムライン行動の実施に関する事。 ・公園、駅前広場等の被害状況調査に関する事。 ・公園、駅前広場等の被害状況に応じた応急対策実施に関する事。 ・関係機関との連絡調整に関する事。 <p>発災後 【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園、駅前広場等の被害状況調査に関する事。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園、駅前広場等の被害状況に応じた応急対策実施に関する事。(継続) ・関係機関との連絡調整に関する事。(継続) <p>【4日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧計画策定及び実施に関する事。 ・災害時対応機能の確保に関する事。
	<p>第4章 第10節 水防班活動体制 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制</p> <p>第5章 第12節 災害時に発生する廃棄物対策</p> <p>第6章 第9節 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理の実施</p>	
	<p>住宅班 ●建築課</p>	<p>発災前 【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅管理代行業者との事前連絡調整に関する事。 ・資材等の調達先との事前調整に関する事。 <p>発災後 【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の被害状況の収集及び報告に関する事 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理等の準備に関する事。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関する事。 ・資材等の調達先との調整に関する事。 ・公営住宅、民間賃貸住宅への入居のあっ旋等に関する事。 ・応急仮設住宅の設置に関する事。
<p>第4章 第10節 水防班活動体制 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制</p>		

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>都市整備部 ★都市整備部長 ☆都市整備部副部長</p>	<p>第6章 第9節 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理の実施</p>	
	<p>道 路 班 ●道路課</p>	<p>発災前</p> <p>【5日前～3日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧用資器材の整備に関する事。 <p>【3日前～当日まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内水タイムラインの履行 ・ 道路、街路樹等の被害状況に関する事。 ・ 緊急輸送道路の啓開作業に関する事。 ・ 交通規制等の連携体制に関する事。 <p>発災後</p> <p>【当日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、街路樹等の被害状況に関する事。(継続) ・ 緊急輸送道路の啓開作業に関する事。(継続) ・ 交通規制等の連携体制に関する事。(継続)
	<p>第4章 第10節 水防班活動体制 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制 第32節 緊急輸送道路の確保 第33節 交通対策</p> <p>第5章 第12節 災害時に発生する廃棄物対策 第13節 交通対策 第23節 緊急輸送道路の確保 第24節 電気・ガス・通信設備の災害応急対策</p>	
<p>河 川 班 ●治水課</p>	<p>発災前</p> <p>【5日前～3日前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報・河川水位情報の収集と災害対策情報収集室運営に関する事。 ・ 水害時における国土交通省との連携に関する事。 <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川・渡良瀬川・荒川タイムラインの発動・進行管理に関する事。 ・ 内水タイムラインの履行 ・ 浸水被害軽減のための水防活動に関する事。 ・ 利根川及び渡良瀬川の警戒に関する事。(加須市・羽生市水防事務組合を含む) ・ 排水機場・調整池・排水処理に関する事。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川及び水路等の被害状況調査に関する事 ・ 浸水被害軽減のための水防活動に関する事。(継続) ・ 関係機関との連絡調整に関する事。 	

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
都市整備部 ★都市整備部長 ☆都市整備部副部長	河 川 班 ●治水課	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川及び渡良瀬川の水防活動に関すること。(加須市・羽生市水防事務組合水防団を含む) 【8日以降に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・河川及び水路等に伴う被害状況調査に関すること。(継続) ・被害箇所への仮復旧及び本復旧に関すること。 ・災害復旧事業に関すること。
	第4章 第1節 災害情報収集・伝達 第2節 災害対策情報収集室・活動体制 第3節 危機対策会議・活動体制 第4節 大型台風接近に伴う内水対応活動計画 第5節 注意喚起 第6節 内水タイムライン 第7節 利根川・渡良瀬川・荒川タイムライン 第10節 水防班活動体制 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制 第13節 気象情報・河川水位情報の収集・伝達体制 第14節 避難勧告発令基準 第16節 避難対策 第17節 北川辺地域の特例 第18節 荒川に対する避難対策 第32節 緊急輸送等道路の確保 第5章 第2節 災害情報収集・伝達 第3節 災害対策情報収集室・活動体制 第4節 災害対策本部・活動体制 第6節 避難勧告解除基準 第12節 災害時に発生する廃棄物対策 第23節 緊急輸送等道路の確保	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
上下水道部 ★上下水道部長 ☆下水道課長	下 水 班 ●下水道課	発災後 【3日以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道等施設初動対応に関すること。 ・下水道等施設応急復旧に関すること。 ・下水道等施設の情報把握に関すること。 【4日～7日以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道等施設応急復旧に関すること。(継続) ・物資の輸送に関すること。
	第5章 第12節 災害時に発生する廃棄物対策 第6章 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給	
	給 水 班 ●水道課	発災前 【3日前～2日前までに着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害用備蓄品等の輸送に関すること。 発災後

上下水道部 ★上下水道部長 ☆下水道課長	給水班 ●水道課	【3日以内に着手】 ・飲料水の供給に関すること。 ・上水道施設の情報把握に関すること。 ・上水道施設の応急復旧に関すること。 【4日～7日以内に着手】 ・食料・生活必需品等の受入れ・供給に関すること。
	第4章 第16節 避難対策 第5章 第22節 飲料水の供給 第6章 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部課名等	班(担当課)	分掌事務
生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長	教育班 ●教育総務課	発災前 【3日前～2日前までに着手】 ・台風情報の収集に関すること。 ・副本部長の秘書に関すること。 ・学校班と連携した雨どい・排水溝等の学校への点検、清掃及び周知徹底に関すること。 ・内水タイムラインの進行管理に関すること。 【2日前～1日前までに着手】 ・所管施設の安全性確認に関すること。 ・水害時避難場所運営班との連携による避難場所の開設に関すること。 【当日～8時間前までに着手】 ・水害時避難場所運営班との連携による避難場所の運営に関すること。 発災後 【3日以内に着手】 ・所管施設の被害状況調査・集約に関すること。 ・文部科学省への報告に関すること。 ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。 【4日～7日以内に着手】 ・施設利用のための資機材の準備に関すること。 ・災害見舞、視察等に関すること。
	第4章 第16節 避難対策 第26節 文教対策 第5章 第25節 文教対策	

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長	生涯班 ●生涯学習課 (公民館) ○文化・学習センター ○スポーツ振興課 ○図書館課	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風情報の収集 ・各施設の雨どい・排水溝等の点検、清掃及び周知徹底 ・内水タイムラインの進行管理に関すること。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全性確認に関すること。 ・水害時避難場所運営班との連携による避難場所の開設に関すること。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・水害時避難場所運営班との連携による避難場所の開設、運営に関すること。 ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設、運営に関すること。(継続) ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 ・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。 ・所管施設の避難住民の把握に関すること。 ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。
第4章 第26節 文教対策 第5章 第25節 文教対策		

★部局長(本部長) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
学校教育部 ★学校教育部長 学校教育部 ★学校教育部長	学校班 ●学校教育課 (幼稚園) (小・中学校)	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風情報の収集に関すること。 ・各学校と連携した雨どい・排水溝等の点検、清掃及び周知徹底に関すること。 ・内水及び利根川・渡良瀬川・荒川タイムラインの進行管理に関すること。

<p>学校教育部 ★学校教育部長 学校教育部 ★学校教育部長</p>	<p>学 校 班 ●学校教育課 (幼稚園) (小・中学校)</p>	<p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全性確認に関すること。 ・幼児・児童及び生徒の安全確保、把握に関すること。 ・水害時避難場所運営班との連携による避難場所の開設に関すること。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害時避難場所運営班との連携による避難場所の運営に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況調査・集約に関すること。 ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用のための資機材の準備に関すること。
	<p>第4章 第16節 避難対策 第26節 文教対策</p> <p>第5章 第22節 飲料水の供給 第25節 文教対策 第27節 安否情報の提供</p> <p>第6章 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p>	
	<p>給 食 班 ●学校給食課</p>	<p>発災前</p> <p>【5日前～3日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、注意喚起 <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、注意喚起 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日の臨時休業等の確認 ・翌日の給食提供について検討・決定する。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者との連絡調整に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの被害調査に関すること。 ・業者との連絡調整に関すること。 ・学校班との連絡調整に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校班との連絡調整に関すること。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校班との連絡調整に関すること。

	<p>第4章 第26節 文教対策</p> <p>第5章 第25節 文教対策</p> <p>第6章 第2節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p>
--	--

★部局長(本部長) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部課名等	班(担当課)	分 掌 事 務
出納部 ★会計管理者	出納班 ●会計課	発災後 【3日以内に着手】 ・災害対策費の出納・保管に関すること 【4日～7日以内に着手】 ・義援金の受入・保管に関すること
	第6章 第5節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
協力部 ★議会議務局長 ☆行政委員会事務局長	協力班 ●議会議務局議事課 ○行政委員会事務局	発災前 【3日前～2日前までに着手】 ・各部等への協力、応援に関すること。 ・議員の安否確認に関すること。 ・議会災害対策会議の設置及び運営に関すること。 ・被害情報の議員への情報提供に関すること。 発災後 【3日以内に着手】 ・各部等への協力、応援に関すること。(継続) ・議会災害対策会議の運営に関すること。(継続) ・被害情報の議員への情報提供に関すること。(継続) 【8日以降に着手】 ・市議会議員の被災地視察に関すること。 ・議会再開に向けた準備に関すること。 ・被害情報の議員への情報提供に関すること。(継続)
	第5章 第2節 災害情報収集・伝達	
秘書課 ★秘書課長 ☆市民相談室長	秘書班 ●秘書課	発災前 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 発災後 【3日以内に着手】 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。(継続) ・災害見舞及び視察等の計画に関すること。 【4日～7日以内に着手】 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。(継続) ・災害見舞及び視察等に関すること。 【8日以降に着手】 ・支援を受けた自治体、関係機関、企業等への御礼に関すること。

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
秘書課 ★秘書課長 ☆市民相談室長	第4章 第15節 災害広報 第5章 第7節 災害広報	
	相談班 ●市民相談室	発災前 【2日前～1日前までに着手】 ・避難等相談窓口（コールセンター）の設置に関すること。 発災後 【3日以内に着手】 ・被災者相談窓口（コールセンター）の設置に関すること。
	第4章 第15節 災害広報 第22節 コールセンターの設置・運営 第5章 第7節 災害広報 第8節 コールセンターの設置・運営	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

【騎西】総合支所の分掌事務

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
騎西総合支所 (総合支所本部) ★総合支所長 ☆地域振興課長	地域振興班 ●地域振興課	発災前 【5日前～3日前までに着手】 ・気象情報等の把握に関すること。 【3日前～2日前までに着手】 ・総合支所災害警戒本部の設置・総括に関すること。 ・災害警戒本部との連絡・調整に関すること。 ・職員の配備に関すること。 ・各班の活動状況の総括的な掌握に関すること。 ・地域内の被害状況の収集に関すること。 ・公用車等での広報に関すること。 ・消防団(水防団)等の防災機関との連絡・調整に関すること。 ・公用車、輸送車両の配備に関すること。 ・支所内の停電対策に関すること。 ・公用車及び発電機の燃料確保に関すること。 ・市民からの電話相談対応に関すること(コールセンター開設までの間)。 ・自治協力団体(自主防災組織)との災害状況・対応状況等の連絡・調整に関すること。 ・自治協力団体(自主防災組織)への避難情報「自主的広域避難情報」発令の連絡に関すること。

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>騎西総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>地域振興班 ●地域振興課</p>	<p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所災害対策本部の設置・総括に関する事。 ・災害対策本部との連絡・調整に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「高齢者等避難」発令の連絡に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への被害状況・避難状況等の収集・報告依頼・共有に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への避難行動期の協力要請に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への水害時避難場所運営の協力要請に関する事（避難情報発令2時間前）。 ・所管施設利用者の安全確保及び避難情報発令に伴う施設利用に関する事項について、施設利用者及び利用予定者への連絡・調整に関する事。 ・公共施設の被害状況把握及び安全確保に関する事。 ・コールセンターとの連携に関する事。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「避難指示」発令の連絡に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への避難行動期の協力要請に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への水害時避難場所運営の協力要請に関する事（避難情報発令2時間前）。 ・被災地域（大利根地域）総合支所機能・職員の受入れに関する事。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況把握に関する事。 ・り災家屋等の衛生確保に関する事。 ・災害廃棄物処理に関する事。
<p>第4章</p> <p>第3節 危機対策会議・活動体制 第5節 注意喚起 第9節 総合支所災害警戒本部・活動体制 第10節 水防班活動体制 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制 第16節 避難対策 第18節 荒川に対する避難対策 第23節 水害時避難場所の開設・運営 第24節 災害時要援護者の安全確保</p>		

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>騎西総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>第25節 自治協力団体(自主防災組織)との連携 第5章 第6節 総合支所災害対策本部・活動体制</p> <p>市民福祉班 ●市民福祉健康課</p>	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員への避難情報等の収集・報告依頼・共有に関する事。 ・市民からの電話相談対応に関する事。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設、社会福祉施設の連絡調整に関する事。 ・在宅災害時要援護者の安全確保に関する事。 ・社会福祉施設利用者の安全確保に関する事。 ・民生委員・児童委員に水害時避難場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請に関する事。(避難情報「高齢者等避難」発令2時間前) ・民生委員・児童委員への避難情報等の収集・報告依頼・共有に関する事。 ・コールセンターとの連絡・調整に関する事。 ・要援護者、支援者への避難連絡に関する事。 (必要と判断される者に対して) <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の安否確認及び避難誘導の指示に関する事。 ・関係施設(民間施設を含む)の被害状況把握に関する事。 ・被災地域(北川辺、大利根地域)の住民サービス業務に関する事。 ・遺体の保管・保全に関する事。 ・市民の安否情報に関する事。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明・被災証明の現地調査に関する事。 ・災害見舞金に関する事。 ・り災・被災台帳等の整備に関する事。 ・り災・被災証明書の交付に関する事。 ・市税等の減免に関する事。

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
騎西総合支所 （総合支所本部） ★総合支所長 ☆地域振興課長	市民福祉班 ●市民福祉健康課	
	※ 本庁の分掌事務一覧に準じる。	
	農政建設班 ●農政建設課	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 発災前 【3日前～2日前までに着手】 ・使用資機材等の準備に関する事。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2日前～1日前までに着手】 ・市民からの電話相談対応に関する事。 ・コールセンターとの連絡・調整に関する事。 ・公共土木施設のパトロール（道路、水路、排水機場、橋梁、公園）に関する事。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【当日～8時間前までに着手】 ・公共土木施設のパトロール（道路、水路、排水機場、橋梁、公園）に関する事。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 発災後 【3日以内に着手】 ・関係施設の被害状況把握（道路、水路、排水機場、橋梁、公園）に関する事。 ・危険箇所の交通規制等に関する事。 ・緊急輸送道路の障害物除去（道路パトロール）に関する事。 ・公共土木施設の応急復旧に関する事。 ・農産物、農業施設等の被害状況調査に関する事。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【8日以降に着手】 ・農業施設の災害復旧に関する事。 ・災害本復旧に関する事。 </div>
※ 本庁の分掌事務一覧に準じる。		

★部局長(本部員) ☆防災担当課長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

【北川辺】総合支所の分掌事務 ※ 北川辺地域は「第17節 北川辺地域の特例」による。

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
北川辺総合支所 （総合支所本部） ★総合支所長 ☆地域振興課長	地域振興班 ●地域振興課	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 発災前 【5日前～3日前までに着手】 ・気象情報等の把握に関する事。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3日前～2日前までに着手】 </div>

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
<p>北川辺総合支所 （総合支所本部）</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>地域振興班 ●地域振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所災害警戒本部の設置・総括に関する事 こと。 ・災害警戒本部との連絡・調整に関する事 こと。 ・職員の配備に関する事 こと。 ・各班の活動状況総括的な掌握に関する事 こと。 ・地域内の被害状況収集に関する事 こと。 ・消防車等での広報に関する事 こと。 ・消防団（水防団）等の防災機関との連絡・調整に 関する事 こと。 ・公用車、輸送車両の配備・確保に関する事 こと。 ・支所内の停電対策に関する事 こと。 ・公用車及び発電機の燃料確保に関する事 こと。 ・市民からの電話相談対応に関する事（コールセ ンター開設までの間）。 ・自治協力団体（自主防災組織）との災害状況・対 応状況等の連絡・調整に関する事 こと。 ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「自 主的広域避難情報」発令の連絡に関する事 こと。 ・開智未来中学・高等学校との連絡・調整に関する 事 こと。 ・地域内関係機関・団体への応援要請に関する事 こと。 【2日前～1日前までに着手】 ・総合支所災害対策本部の設置・総括に関する事 こと。 ・災害対策本部との連絡・調整に関する事 こと。 ・自治協力団体（自主防災組織）への水害時避難 場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請 に関する事。（避難情報「高齢者等避難」発令 2時間前） ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「高 齢者等避難」発令の連絡に関する事 こと。 ・自治協力団体（自主防災組織）への被害状況・避 難状況等の収集・報告依頼・共有に関する事 こと。 ・所管施設の被害状況の把握及び安全確保に関する 事 こと。 ・地域内被害状況収集に関する事 こと。 ・市外広域避難場所の開設及び物資搬送支援に関 する事 こと。 ・消防車等での広報に関する事 こと。 ・気象情報の把握及び情報提供に関する事 こと。

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
<p>北川辺総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>地域振興班</p> <p>●地域振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団（水防団）等の防災機関との連絡・調整に関すること。 ・市民からの電話相談対応に関すること。 ・コールセンターとの連携に関すること。 ・被害状況の収集（公共施設）を所管課より行う。 ・災害対策本部（こども局）を通じて、加須地域の 水害時避難場所運営班に避難場所開設準備を要請する。 ・関係施設の被害状況把握及び安全確保に関する こと。 ・地区の自治協力団体(自主防災組織)との連絡調整 に関すること。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治協力団体（自主防災組織）への水害時避難 場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請 に関すること。（避難情報「避難指示」発令2時 間前） ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「避 難指示」発令の連絡に関すること。 ・消防団（水防団）、自治協力団体及び民生委員等 避難支援者、市職員等避難関係者の退避に関する こと。 ・被害状況の収集に関すること。 ・消防車等での広報に関すること。 ・消防団（水防団）等の防災機関との連絡・調整に 関すること。 ・開智未来中学・高等学校に総合支所本部の移転に 関すること。 ・地域内関係機関・団体への応援要請に関すること。 <p>【発災に至らなかった場合に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策・警戒本部長及び総合支所長の命令伝達 及び総合支所本部の運営に関すること。 ・避難情報解除の周知・伝達に関すること。 ・地域内被害状況収集に関すること。 ・気象情報の把握及び情報提供に関すること。 ・消防団（水防団）等の防災機関との連絡・調整に 関すること。 ・関係施設の被害状況把握及び安全確保に関するこ と。 ・公用車、輸送車両の配備に関すること。

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
<p>北川辺総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>地域振興班 ●地域振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配備体制に関する事。 ・支所内の停電対策に関する事。 ・広域避難のための、バス事業者に対する協力要請に関する事。 ・地区の自治協力団体(自主防災組織)との連絡調整に関する事。 ・市民からの電話相談対応に関する事。 ・各班の活動状況の総括的な把握に関する事。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置体制に関する事。 ・応援要請（自衛隊によるヘリでの救助）に関する事。 ・開智未来中学・高等学校の停電対策に関する事。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開智未来中学・高等学校の避難者に対しての、物資の提供に関する事。 ・り災家屋等の衛生確保に関する事。 ・救助後の避難者支援に関する事。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、災害対策本部と協議し仮設住宅等の確保に関する事。
<p>第4章</p> <p>第3節 危機対策会議・活動体制</p> <p>第5節 注意喚起</p> <p>第9節 総合支所災害警戒本部・活動体制</p> <p>第10節 水防班活動体制</p> <p>第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制</p> <p>第16節 避難対策</p> <p>第17節 北川辺地域の特例</p> <p>第23節 水害時避難場所の開設・運営</p> <p>第24節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>第25節 自治協力団体（自主防災組織）との連携</p> <p>第5章</p> <p>第6節 総合支所災害対策本部・活動体制</p>		

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>北川辺総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>市民福祉班</p> <p>●市民福祉健康課</p>	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難のための、バス事業者に対する協力要請に関すること。 ・民生委員・児童委員への各種避難情報の連絡に関すること。 ・市民からの相談に関すること。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設、社会福祉施設の連絡調整に関すること。 ・在宅災害時要援護者の安全確保に関すること。 ・社会福祉施設利用者の安全確保に関すること。 ・民生委員・児童委員に水害時避難場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請に関すること。 (避難情報「高齢者等避難」発令2時間前) ・民生委員・児童委員への避難情報等の収集・報告依頼・共有に関すること。 ・広域避難用バス発着所の設置・運営に関すること。 ・コールセンターとの連絡・調整に関すること。 <p>【当日～8時間前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所本部を移転した場合（開智未来高校へ）の本部運営補助及び同所での避難場所運営に関すること。 ・民生委員・児童委員に水害時避難場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請に関すること。 (避難情報「避難指示」発令2時間前) ・民生委員・児童委員への避難情報等の収集・報告依頼・共有に関すること。 <p>【発災に至らなかった場合に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所閉鎖に伴う避難者の帰宅のためのバス輸送に関すること。 ・災害時要援護者の帰宅支援のための関係者への連絡に関すること。 ・広域避難用バス発着所（帰り）の設置・運営に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談に関すること。 ・遺体の保管・保全に関すること。 ・市民の安否情報に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>北川辺総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>市民福祉班 ●市民福祉健康課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明・被災証明の現地調査に関すること。 ・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関すること。 ・災害見舞金に関すること。 ・り災・被災台帳等の整備に関すること。 ・り災・被災証明書等の交付に関すること。 ・市税等の減免に関すること。 ・被災者生活再建支援制度及び埼玉県・市町村被災者安心支援制度に関すること。(申請書の受理) ・災害融資・弔慰金等の支給に関すること。 ・被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付や一部負担金の免除、国保税の減額免除等に関すること。
<p>北川辺総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>農政建設班 ●農政建設課</p>	<p>発災前</p> <p>【5日前～3日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の運転に関すること。 ・河川水位状況等の情報収集に関すること。 <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の運転に関すること。 ・河川水位状況等の情報収集に関すること。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の運転に関すること。 ・河川水位状況等の情報収集に関すること。 ・危険箇所の交通規制等に関すること。 ・栄水防拠点の制限柵の解除に関すること。 ・土のう配布に関すること。 <p>【当日～発災までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の運転に関すること。 ・河川水位状況等の情報収集に関すること。 ・危険箇所の交通規制等に関すること。 ・栄水防拠点の制限柵の解除に関すること。 ・土のう配布に関すること。 ・避難の呼びかけに関すること。 ・排水機場の機能停止が見込まれる場合は、災害対策用機械(排水ポンプ車等)の派遣要請に関すること。 <p>【発災に至らなかった場合に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物、農業施設等の被害収集調査に関すること。

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
北川辺総合支所 (総合支所本部) ★総合支所長 ☆地域振興課長	農政建設班 ●農政建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の収集(道の駅かぞわたらせ物産販売施設、北川辺ライスパーク)に関する事。 ・関係施設の被害状況把握(道路、水路、排水機場、橋梁、公園、駅前広場、上下水道)に関する事。 ・危険箇所の交通規制等に関する事。 ・緊急輸送道路等の障害物除去(道路パトロール)に関する事。 ・公共土木施設の応急復旧に関する事。 ・市民からの電話相談対応に関する事。 ・生活用水の確保及び避難場所への飲料水の提供に関する事。 ・排水機場の運転に関する事。 発災後 【3日以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策用機械(排水ポンプ車等)の派遣要請に関する事。 【8日以降に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の復旧及び運転に関する事。 ・公共施設の災害復旧に関する事。 ・農業施設の災害復旧に関する事。

★部局長(本部員) ☆防災担当課長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

【大和根】総合支所の分掌事務

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
大和根総合支所 (総合支所本部) ★総合支所長 ☆地域振興課長	地域振興班 ●地域振興課	発災前 【5日前～3日前までに着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報等の把握に関する事。 【3日前～2日前までに着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所災害警戒本部の設置・総括に関する事。 ・災害警戒本部との連絡・調整に関する事。 ・職員の配備に関する事。 ・各班の活動状況の総括的な掌握に関する事。 ・地域内の被害状況の収集に関する事。 ・公用車等での広報に関する事。 ・消防団(水防団)等の防災機関との連絡・調整に関する事。 ・公用車、輸送車両の配備・確保に関する事。 ・支所内の停電対策に関する事。 ・公用車及び発電機の燃料確保に関する事。

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
大利根総合支所 （総合支所本部） ★総合支所長 ☆地域振興課長	地域振興班 ●地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの電話相談対応に関する事。 （コールセンター開設までの間） ・地域内の関係機関・団体への応援要請に関する事。 ・広域避難用バスの手配に関する事。 ・新川通防災ステーションを拠点とした水防活動に関する事。 ・所管施設利用者の安全確保及び避難情報発令に伴う施設利用に関する事項について、施設利用者及び利用予定者への連絡・調整に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）との災害状況・対応状況等の連絡・調整に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「自主的広域避難情報」発令の連絡に関する事。 <p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支所災害対策本部の設置・総括に関する事。 ・災害対策本部との連絡・調整に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）に水害時避難場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請に関する事。（避難情報「高齢者等避難」発令2時間前） ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「高齢者等避難」発令の連絡に関する事。 ・自治協力団体（自主防災組織）への被害状況・避難状況等の収集・報告依頼・共有に関する事。 ・所管施設の被害状況把握及び安全確保に関する事。 ・広域避難用バス発着所の設置・運営に関する事。 ・コールセンターとの連携に関する事。 <p>【当日～8時間前に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治協力団体（自主防災組織）への水害時避難場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請に関する事。（避難情報「避難指示」発令2時間前） ・自治協力団体（自主防災組織）への避難情報「避難指示」発令の連絡に関する事。 ・水害時【緊急】避難場所の設置・運営に関する事。 ・消防団（水防団）、自治協力団体及び民生委員等避難支援者、市職員等避難関係者の退避に関する事。 ・総合支所災害対策本部の移転（大利根中へ）に関する事。 <p>【発災に至らなかった場合に着手】</p>

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
<p>大利根総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>地域振興班 ●地域振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バス避難者の帰宅用バスの手配及び輸送に関する こと。 ・総合支所災害対策本部の廃止（総合支所へ戻る）に 関すること。 ・所管施設の被害状況把握に関すること。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部への応援要請（自衛隊によるヘリでの救助）に 関すること。 ・大利根中学校（本部移転先）の停電対策に関するこ と。 ・総合支所機能の再編（騎西総合支所へ）又は復旧に 関すること。 ・所管施設の被害状況把握に関すること。 ・り災家屋等の衛生確保に関すること。 ・バス避難者の帰宅用バスの手配及び輸送に関する こと（水位により判断）。 ・災害廃棄物処理に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害時【緊急】避難場所への避難者に対しての物資 の提供に関すること。 <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、災害対策本部と協議し仮設住宅等の 確保に関すること。 <p>第4章 第3節 危機対策会議・活動体制 第5節 注意喚起 第9節 総合支所災害警戒本部・活動体制 第10節 水防班活動体制 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制 第16節 避難対策 第23節 水害時避難場所の開設・運営 第24節 災害時要援護者の安全確保 第25節 自治協力団体（自主防災組織）との連携</p> <p>第5章 第6節 総合支所災害対策本部・活動体制</p>
<p>大利根総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>市民福祉班 ●市民福祉健康課</p>	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員への各種避難情報の連絡に関す ること。 ・高齢者等災害時要援護者避難開始の連絡に関する こと（施設含）。 ・市民からの電話相談対応に関すること。（コールセ ンター開設までの間）

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
<p>大利根総合支所 (総合支所本部)</p> <p>★総合支所長 ☆地域振興課長</p>	<p>市民福祉班 ●市民福祉健康課</p>	<p>【2日前～1日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員に水害時避難場所への避難誘導及び避難場所運営の協力要請に関する事。（避難情報「高齢者等避難」発令2時間前） ・民生委員・児童委員への避難情報等の収集・報告依頼・共有に関する事。 ・コールセンターとの連携に関する事。 ・災害時要援護者の帰宅支援のための関係者への連絡に関する事。 <p>発災後</p> <p>【3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係施設（民間施設を含む）の被害状況把握に関する事。 ・市民からの相談に関する事。 ・遺体の保管・保全に関する事。 ・市民の安否情報に関する事。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明・被災証明の現地調査に関する事。 ・被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関する事。 ・災害見舞金に関する事。 ・り災・被災台帳等の整備に関する事。 ・り災・被災証明書の交付に関する事。 ・市税等の減免に関する事。 ・被災者生活再建支援制度及び埼玉県・市町村被災者安心支援制度に関する事。（申請書の受理） ・災害融資・弔慰金等の支給に関する事。 ・被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付や一部負担金の免除、国保税の減額免除等に関する事。
<p>本庁の文章事務一覧に準じる。</p>		
	<p>農政建設班 ●農政建設課</p>	<p>発災前</p> <p>【3日前～2日前までに着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設のパトロール（道路、水路、橋梁、公園）に関する事。 ・危険箇所の交通規制等、避難経路の確保に関する事。 ・河川水位状況等の情報収集に関する事。 ・使用資機材等の準備に関する事。 ・市民からの電話相談対応に関する事。（コールセン

部 課 名 等	班（担当課）	分 掌 事 務
大利根総合支所 （総合支所本部） ★総合支所長 ☆地域振興課長	農政建設班 ●農政建設課	ター開設までの間） ・土のう配布に関する事。 【2日前～1日前までに着手】 ・所管施設及び利用者の安全確保に関する事。 ・コールセンターとの連携に関する事。 ・避難の呼びかけに関する事。 発災後 【3日以内に着手】 ・農作物、農業施設等の被害状況調査に関する事。 ・所管施設の被害状況把握に関する事。 ・公共土木施設の被害状況把握（道路、水路、橋梁、公園）に関する事。 ・危険箇所の交通規制等に関する事。 ・緊急輸送道路の障害物除去（道路パトロール）に関する事。 ・公共土木施設の応急復旧に関する事。 ・農業施設の応急復旧に関する事。 ・市民からの電話相談対応に関する事。 【8日以降に着手】 ・公共施設災害本復旧に関する事。 ・農業施設の災害復旧に関する事。
本庁の文章事務一覧に準じる。		

★部局長（本部長） ☆防災担当課長 ●班長 ○課長（班員） ◎各節（個別計画）責任課長

部 課 名 等	分 掌 事 務
埼玉東部消防組合 加須消防署 ★消防署長	発災前 【3日前～2日前までに着手】 ・災害調査に関する事。 ・指揮運用・指令伝達に関する事。 発災後 【3日以内に着手】 ・救出救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 ・関係機関への連絡に関する事。 ・災害情報の収集、調査に関する事。 ・災害現場広報に関する事。 ・消防団（水防団）（水防団）の召集に関する事。 【8日以降に着手】 ・必要資機材の調査に関する事。

埼玉東部消防組合 加須消防署 ★消防署長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の記録に関すること。 ・危険物等の災害防止処置に関すること。 ・警戒行動の記録に関すること。 ・機械器具故障対策に関すること。 ・消防通信の統制運用に関すること。 ・災害等を予防し警戒、鎮圧、防ぎよに関すること。 ・その他防災に関すること。
第4章 第6節 内水タイムライン 第7節 利根川・渡良瀬川・荒川タイムライン 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制 第37節 消防活動・応援受入れ 第5章 第16節 消防活動・応援受入れ 第18節 救急救助・医療救護活動 第27節 安否情報の提供 第28節 行方不明者及び遺体の捜索 第29節 遺体の収容 第6章 第6節 遺体の収容及び埋・火葬	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

部 課 名 等	班 (担当者)	分 掌 事 務
加須市・羽生市 水防事務組合 (治水課) ★都 市 整 備 部 長 ☆都市整備部 副 部 長	加須市・羽生市水防 事務組合水防団 ●治水課	発災前 【3日前～2日前までに着手】 ・利根川及び渡良瀬川の洪水による被害を軽減し安全を保持する水防活動に関すること。 ・利根川及び渡良瀬川の警戒等に関すること。
		発災後 【3日以内に着手】 ・利根川及び渡良瀬川の洪水による被害を軽減し安全を保持する水防活動に関すること。 ・利根川及び渡良瀬川の警戒等に関すること。
第4章 第11節 利根川及び渡良瀬川の水防活動体制		

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画)責任課長

※ 利根川及び渡良瀬川の水防活動が必要な場合で、加須市災害対策本部が設置された場合には、加須市・羽生市水防事務組合水防団はその一部組織とする。

備 考

- 1 本部長は、風水害の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部や班を配置換えすることができる。
- 2 各部長は、風水害の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部内の班を配置換えすることができる。
- 3 本部長は、協力部を適宜各部へ配置することができる。

- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本表の他に部や班を編成することができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、各総合支所に総合支所本部を設置することができる。

【部や班の分掌事務における共通事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 所管施設の被害状況報告に関すること。② 職員の動員報告に関すること。③ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。④ 班の対応に伴う風水害記録に関すること。⑤ 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動等に関すること。⑥ 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。⑦ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。⑧ 所管施設の避難場所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。 |
|--|

第6節 総合支所災害対策本部体制

【◎各総合支所地域振興課・総合支所共通】

風水害時における地域ごとの活動拠点として、騎西、北川辺及び大利根の各総合支所に総合支所災害対策本部を設置し、避難対策の円滑な実施を図る。なお、北川辺地域においては、第4章第17節 北川辺地域の特例に記述する。

第1 総合支所災害対策本部の組織等

1 責務

総合支所災害対策本部は、担当する地域内における被害状況の収集、災害対策本部への連絡及び応援要請など、地域内の避難対策を統括する。

2 総合支所災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の構成員

総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長及び総合支所災害対策本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

総合支所災害対策 本部長	総合支所長
総合支所災害対策 副本部長	総合支所地域振興課長
総合支所災害対策 本部員	総合支所災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する各総合支所の課の長とする。
事務局	総合支所地域振興課

※ 総合支所災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係課長等必要と認めるものを本部員とすることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 各災害対策本部等との連絡に関すること。 ③ 本部の配備体制に関すること。 ④ 住民の避難に関すること。 ⑤ 所管する公共施設に関すること。 ⑥ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
総合支所災害 対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所災害対策本部会議は、総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長、総合支所災害対策本部員をもって構成する。 ② 総合支所災害対策本部会議の庶務は、地域振興班が処理する。

3 総合支所災害対策本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
総合支所災害対策 本部長	総合支所長	・総合支所災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
総合支所災害対策 副本部長	地域振興課長	・総合支所災害対策本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
総合支所災害対策 本部員	市民福祉健康課長 農政建設課長	・総合支所災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
本部付	水防副団長	・水防団及び水防に関すること。
事務局	地域振興課長	・総合支所災害対策本部会議の事務を行う。

4 設置場所

総合支所庁舎 事務スペース又は会議室

第7節 職員配備体制

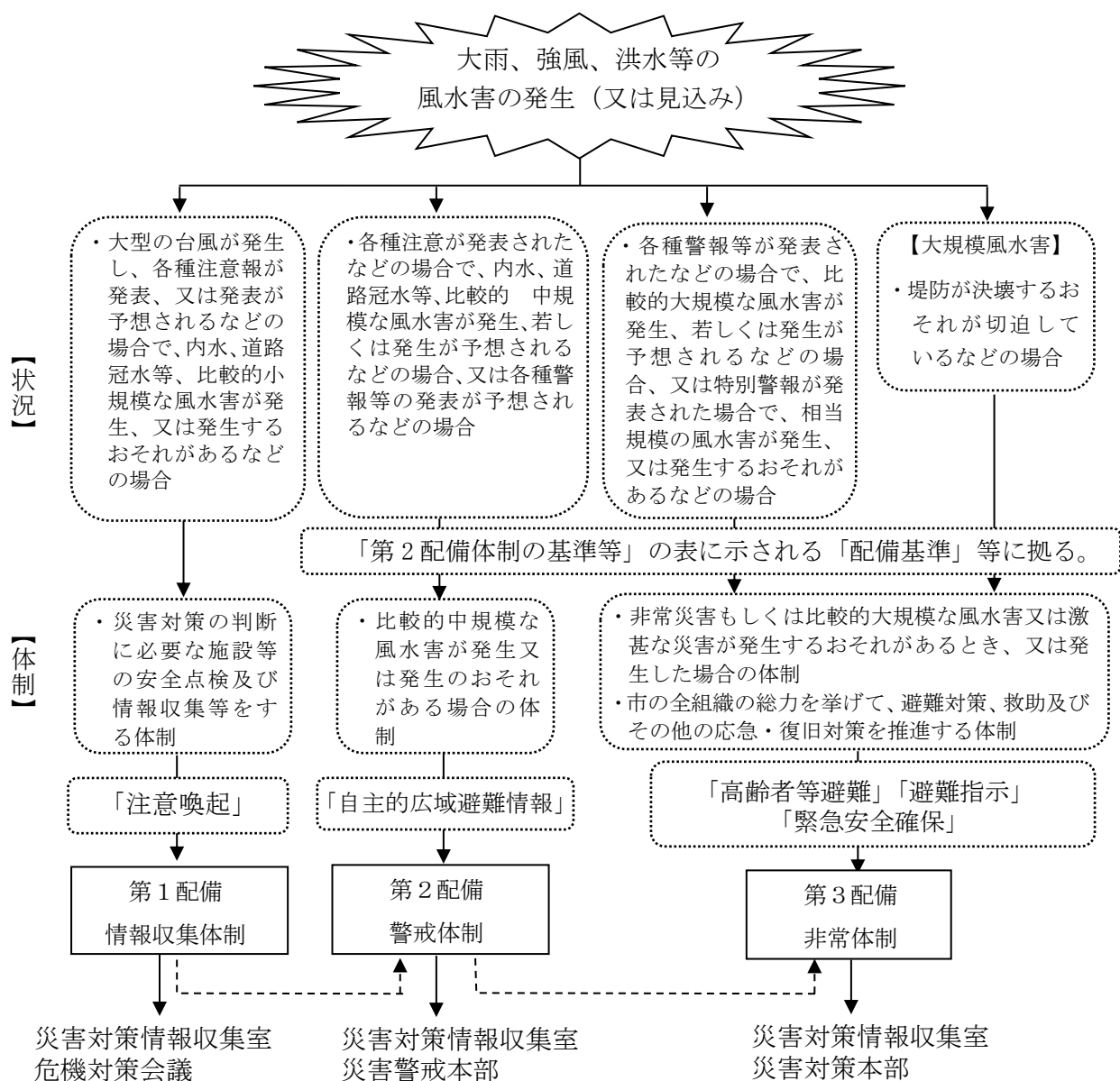
【◎職員課・危機管理防災課・各課共通】

風水害は、地震災害と異なり気象情報等により、ある程度の予測が可能であることから、準備体制時からの災害対応組織の編成と必要な職員の確保を迅速に確立することが重要である。

そのため、各種警報等が発令された状況を想定し、組織及び職員の配備基準を定める。

なお、注意報発令時においても、市域に被害が発生した場合は、「第3 配備体制の基準等」に基づき、速やかに配備体制を整える。

第1 配備態勢の概要



第2 配備体制の基準等

風水害の状況に応じた配備体制を次のとおりとする。

ただし、利根川及び渡良瀬川の風水害対策は、加須市と羽生市の2市をもって組織する「加須市・羽生市水防事務組合」と協力・連携する。

なお、水防団は、「水防計画」に基づく配備・出動基準により体制を整える。

配備体制	配備基準 (次のいずれかの要件を満たした場合)	活動内容
第1配備 (情報収集体制)	<p>注意喚起時 <u>(被害なしの時点)</u></p> <p>①大型の台風が発生し、各種注意報が発表、又は発表が予想されるなどの場合で、内水、道路冠水等、比較的小規模な風水害が発生するおそれがあるなどの場合</p>	<p>この段階は、災害対策の判断に必要な情報収集及び施設等の安全点検等をする体制</p> <p>①情報の収集 ②災害対策情報収集室設置・運営 ③注意喚起</p>
第1配備 (情報収集体制)	<p>注意喚起時 <u>(被害発生時の時点：内水対応活動時)</u></p> <p>①内水、道路冠水等、比較的小規模な風水害が発生した場合 ②各庁舎又は加須消防署の雨量計で、1時間の降雨量が20mm以上、又は3時間で40mm以上の降水量を観測した場合 ③記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④上流域での2～3日間の総雨量が300mmを超える降雨(利根川の想定し得る最大規模の降雨浸水想定区域の条件:3日間総雨量が318mm)が想定され、かつ24時間予想雨量が200mmを超えるような降雨(カスリーン台風時:日光438.2mm)が予想される場合 ⑤その他の状況により、市長が必要と認めた場合</p>	<p>この段階は、当該災害対応に関係する(部課)を中心に、時間外にあっては、当該災害に関係のある水防班や災害担当部課職員を中心に活動する。</p> <p>※内水タイムラインが発令された場合は、第2配備体制の班(部課)に基づき、各班(部課)の対応を実施する。</p> <p>①施設等の安全点検及び被害状況の把握 ・<u>被害なしの場合</u> → 通常業務、時間外の場合は、必要に応じて市長・副市長に報告を行い、報告後解散 ・<u>被害ありの場合</u> → 副市長の指示により、必要に応じて第2配備へ移行する(移行後は第1配備を廃止)。設置後、市長に報告する。 ②冠水箇所の道路通行止めなどの措置 ③被害情報に関する広報</p>

配備体制	配備基準 (次のいずれかの要件を満たした場合)	活動内容
<p>第2 配備 (警戒体制)</p> <p>災害警戒本部 の設置</p> <p>※全市域を対象に 自主的広域避難情 報 発令時</p>	<p>自主的広域避難情報発令時</p> <p>①各種注意が発表されたなどの場合 で、内水、道路冠水等、比較的中規模 な風水害が発生、若しくは発生が予 想されるなどの場合、又は各種警報 等の発表が予想されるなどの場合</p> <p>②大型の台風が関東地方へ最接近する 3～2 日前（日中の明るいうち）</p> <p>③関東地方へ接近する台風の勢力が 930hPa 以下</p> <p>④八斗島上流域の 72 時間予測累積雨量 が 300 mm を超える可能性(広域避難協 議会)</p> <p>⑤利根川中流 4 県境広域避難協議会か らの共同検討開始に係る参集依 頼 受理時（広域避難協議会）</p> <p>⑥大型の台風が関東地方に接近してい るときで、市の避難場所開設前で自 主的広域避難場所を開設するとき。</p> <p>⑦その他の状況により、副市長が必要 と認めた場合。</p> <p>⑧荒川（熊谷）の水位観測所の水位が 5.0m に達し、さらに水位の上昇が見 込まれる場合。</p>	<p>この段階は、比較的中規模な風水害が発生 又は発生のおそれがある場合の体制</p> <p>①副市長登庁</p> <p>②災害警戒本部の設置に関すること</p> <p>③情報の収集</p> <p>④予想雨量及び被害状況の把握</p> <p>⑤災害警戒対策（災害広報含む）</p> <p>⑥市内全域に対する自主的広域避難情報の 発令判断を市長に求める</p> <p>⑦自主的広域避難場所の協議・確保</p> <p>⑧自主的広域避難情報発令判断に伴う避難 場所開設・運営に関わる関係者への周知徹 底（遅くとも発令の 2 時間前までに周知）</p> <p>⑨自主的広域避難情報発令の件及び被害状 況の県への報告</p> <p>⑩関係機関等への通報</p> <p>⑪市長等への報告</p> <p>⑫自主的広域避難情報の発令</p> <p>⑬自主的広域避難の周知、自主的広域避難場 所への職員配備</p> <p>⑭内水タイムライン（発動又は継続）</p> <p>⑮利根川・渡良瀬川・荒川タイムライン（発 動）</p> <p>※被害状況に応じて第 3 配備へ移行する (移行後は第 2 配備を廃止)。</p>
<p>第3 配備 (非常体制)</p> <p>災害対策本部 の設置</p> <p>※広域避難対象 地域・地区に対す る高齢者等避難 発令判断時</p>	<p>高齢者等避難発令時</p> <p>①各種警報等が発表されたなどの場合 で、比較的大規模な風水害が発生、若 しくは発生が予想されるなどの場 合、又は特別警報が発表された場合 で、相当規模の風水害が発生、又は発 生するおそれがあるなどの場合</p> <p>②大型の台風が関東地方へ最接近する 2～1 日前（日中の明るいうち）</p>	<p>この段階は、非常災害もしくは比較的大 規模な風水害又は激甚な災害が発生するお それがあるときは、又は発生した場合の体 制</p> <p>市の全組織の総力を挙げて、避難対策並 びに救助及びその他の応急・復旧対策を推 進する体制</p> <p>①市長登庁</p> <p>②災害対策本部の設置に関すること</p>

配備体制	配備基準 (次のいずれかの要件を満たした場合)	活動内容
<p>第3配備 (非常体制)</p>	<p>③ 関東地方へ接近する台風の勢力が 930hPa 以下 (5～2 日前の測定時点)</p> <p>④ 利根川八斗島上流域の予測累積雨量が 300 mm を超える可能性が高く、6 時間後に避難判断水位を超える恐れ (広域避難協議会)</p> <p>⑤ 渡良瀬川高津戸上流域の予測累積雨量が 400 mm を超える可能性が高く、6 時間後に避難判断水位を超える恐れ</p> <p>⑥ 荒川上流 (熊谷から上流) 域の予測累積雨量が 500 mm を超える可能性が高く、6 時間後に避難判断水位を超える恐れ</p> <p>⑦ 利根川の八斗島の水位が 3.9m、栗橋の水位が 6.4m に達する見込み</p> <p>⑧ 渡良瀬川の足利の水位が 4.9m、古河の水位が 8.4m に達する見込み</p> <p>⑨ 河川管理者等の出水時巡視や水防団からの報告等により、基盤や堤防からの漏水を確認した場合</p> <p>⑩ その他、市長が必要と認めた場合</p> <p>⑪ 荒川 (熊谷) の水位観測所の水位が 5.5m に達する</p>	<p>③ 情報の収集</p> <p>④ 予想雨量及び被害状況の把握</p> <p>⑤ 広域避難対象地域・地区に対する高齢者等避難の発令判断を市長に求める</p> <p>⑥ 水害時避難場所の協議・確保</p> <p>⑦ 高齢者等避難発令判断に伴う避難場所開設・運営に関わる関係者への周知徹底 (遅くとも発令の 2 時間前までに周知)</p> <p>⑧ 高齢者等避難発令の件及び被害情報の県への報告</p> <p>⑨ 関係機関等への通報</p> <p>⑩ 加須消防署長、加須警察署長等への報告</p> <p>⑪ 広域避難対象地域・地区に対する高齢者等避難の発令 (避難の開始)</p> <p>⑫ 水害時避難場所の周知</p> <p>⑬ 水害時避難場所への職員配備</p> <p>⑭ 必要に応じ災害対策現地情報連絡員 (リエゾン) の派遣を要請する</p> <p>⑮ 水害時避難場所の開設・運営 (受入開始)</p> <p>⑯ 災害時要援護者利用施設に対する情報提供及び入所者等の安全確保及び避難開始を要請</p> <p>⑰ 荒川の浸水想定区域に対する高齢者等避難の発令判断を市長に求める</p> <p>⑱ 荒川の浸水想定区域に対する高齢者等避難の発令</p>
<p>第3配備 (非常体制)</p> <p>災害対策本部 の設置</p> <p>※広域避難対象 地域・地区に対す る避難指示発令 判断時</p>	<p>避難指示発令時</p> <p>① 大雨・暴風・暴風等の各種特別警報の発表が予想、又は発表された場合で、市全域にわたって、相当規模の風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</p> <p>② 大型の台風が関東地方へ最接近する 1 日前～8 時間前 (日中の明るいうち)</p> <p>③ 関東地方へ接近する台風の勢力が 930hPa 以下 (5～2 日前の測定時点)</p>	<p>① 各種警報等の市民への周知</p> <p>② 必要に応じ上流域での大雨特別警報の市民への周知</p> <p>③ 広域避難対象地域・地区に対する避難指示の発令判断を市長に求める</p> <p>④ 水害時避難場所の協議・確保</p> <p>⑤ 避難指示発令判断に伴う避難場所開設・運営に関わる関係者への周知徹底 (遅くとも発令の 2 時間前までに周知)</p>

配備体制	配備基準 (次のいずれかの要件を満たした場合)	活動内容
<p>第3配備 (非常体制)</p>	<p>④八斗島上流域の予測累積雨量が 300 mmを超える可能性が高く、6 時間後に避難判断水位を超える恐れ（広域避難協議会）</p> <p>⑤渡良瀬川高津戸上流域の予測累積雨量が 400 mmを超える可能性が高く、6 時間後に避難判断水位を超える恐れ</p> <p>⑥利根川の八斗島の水位が 3.9m、栗橋の水位が 6.4m（北川辺地域対象）、又は 8.3m（加須地域の樋遣川、大越、大利根地域対象）に達する</p> <p>⑦渡良瀬川の足利の水位が 4.9m、古河の水位が 8.4mに達する</p> <p>⑧河川管理者等の出水時巡視や水防団からの報告等により、異常な漏水（漏水の濁水化等）や堤体の浸食を確認した場合</p> <p>⑨その他、台風の進路、勢力、降雨の状況及び時間帯など、市長が必要と認めた場合</p> <p>⑩荒川の熊谷の水位が 7.51m に達する</p> <p>⑪荒川上流（熊谷から上流）域の予測累積雨量が 500 mmを超える可能性が高く、6 時間後に避難判断水位を超える恐れ</p>	<p>⑥避難指示発令の件及び被害情報の県への報告</p> <p>⑦関係機関等への通報</p> <p>⑧加須消防署長、加須警察署長等への報告及び市民への水害時避難場所の周知</p> <p>⑨広域避難対象地域・地区に対する避難指示の発令</p> <p>⑩広域避難対象地域・地区の全市民は避難を開始</p> <p>⑪加須地域及び騎西地域の水害時避難場所の開設準備・開設（広域避難対象地域・地区の災害時要援護者避難のための受入体制確保）。</p> <p>⑫引き続き災害時要援護者利用施設に対する入所者等の避難開始を要請</p> <p>⑬広域避難対象地域・地区以外の地域・地区に対する高齢者等避難の発令判断を市長に求める</p> <p>⑭広域避難対象地域・地区以外の地域・地区に対する高齢者等避難発令判断に伴う各地区の避難誘導等に関わる自治会や民生委員等関係者への周知徹底（遅くとも発令の2時間前までに周知）</p> <p>⑮広域避難対象地域・地区以外の地域・地区に対する高齢者等避難の発令</p> <p>⑯広域避難対象地域・地区以外の地域・地区の災害時要援護者など的高齢者等は避難を開始</p> <p>⑰加須地域及び騎西地域の水害時避難場所の開設・運営（広域避難対象地域・地区の全市民避難のための受入体制確保）</p> <p>⑱荒川の浸水想定区域に対する避難指示発令判断を市長に求める</p> <p>⑲荒川の浸水想定区域に対する避難指示の発令</p> <p>⑳水害時避難場所の協議・確保</p>

配備体制	配備基準 (次のいずれかの要件を満たした場合)	活動内容
<p>第3配備 (非常体制)</p> <p>災害対策本部 の設置</p> <p>※広域避難対象 地域・地区に対す る緊急安全確保 判断時</p>	<p>緊急安全確保発令時</p> <p>①時間帯に関わらず氾濫危険水に到達</p> <p>②利根川の八斗島の水位が4.8m、栗橋の水位が8.8mに達する</p> <p>③渡良瀬川の足利の水位が5.4m、古河の水位が9.7mに達する</p> <p>④水位が天端を越え(越水)たり、浸食したりするおそれがある場合、もしくは、堤防の決壊、越水、漏水及び浸水が発生、又は確実となった場合</p> <p>⑤河川管理施設の異常(漏水等決壊につながるおそれのある被災等)を確認した場合</p> <p>⑥その他、台風の進路、勢力、降雨の状況及び時間帯など、市長が必要と認めた場合</p> <p>【荒川の要件】</p> <p>⑦時間帯に関わらず氾濫危険水に到達</p> <p>⑧水位が天端を越え(越水)たり、浸食したりするおそれがある場合、もしくは、堤防の決壊、越水、漏水及び浸水が発生、又は確実となった場合。</p> <p>⑨河川管理施設の異常(漏水等決壊につながるおそれのある被災等)を確認した場合</p> <p>⑩その他市長が必要と認めた場合</p>	<p>河川水位等の状況から堤防が決壊するおそれが切迫している段階で、設置されている災害対策本部から全職員を動員して、市の全組織の総力を挙げて、救助及びその他の応急対策を強力に推進する。</p> <p>この時点以降の避難は、時間のない中で、命を守ることを最優先にした「退避する」緊急避難を促す(高齢者等避難や避難指示の時の避難方法と異なる)。</p> <p>○主たる避難先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害時【緊急】避難場所 ・直近の安全な建物の2階以上(北川辺地域は4階以上) ・最寄り又は身近で安全な建物の高い所 <p>①緊急安全確保発令の判断を市長に求める。</p> <p>②緊急安全確保の発令(各自が命を守る行動をとる)</p> <p>③避難中の残存者へ緊急退避行動の指示</p> <p>④避難に遅れた者は、水害時【緊急】避難場所等へ移動し、安全確保する※。</p> <p>⑤警戒区域設定等の有無の判断</p> <p>⑥広域避難対象地域・地区以外の地域・地区に対する避難指示の発令判断を市長に求める</p> <p>⑦広域避難対象地域・地区以外の地域・地区に対する避難指示の発令(避難の開始)</p> <p>⑧災害応急対策(災害広報含む)</p> <p>⑨災害情報に関する全職員が直ちにそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。</p> <p>⑩引き続き対象地域の全市民が避難実施</p> <p>⑪引き続き災害時要援護者施設等に対する入所者等の安全確保実施を要請</p> <p>⑫引き続き避難場所の開設及び周知</p> <p>⑬避難場所の運営(運営体制確保)。</p> <p>⑭緊急安全確保発令の備え</p>

配備体制	配備基準 (次のいずれかの要件を満たした場合)	活動内容
第3配備 (非常体制)		⑮災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する ⑯災害廃棄物仮置場の選定

第3 職員配備体制別計画表

※内水タイムライン発令時は本配備体制に限らずタイムラインに基づく時点で各部署の対応をとる。

配備体制 発令避難情報		第1配備 (情報収集体制)	第2配備 (警戒体制)	第3配備 (非常体制)	高齢者等避難／避難指示 緊急安全確保		
		5日前～3日前	3日前～2日前	2日前～発災			
平常時部課名		注意喚起	自主的広域避難情報				
環境安全部	危機管理防災課 交通防犯課	○	総括班 交通班	一 部 の 課 に よ る 配 備 (班 体 制)	環境安全部	総括班 交通班	全 職 員 に よ る 配 備 (班 体 制)
	環境政策課 資源リサイクル課		環境班 環境班			○	
秘書課	秘書課 市民相談室		秘書班 相談班	○ ○	秘書課	秘書班 相談班	
総合政策部	政策調整課 シティプロモーション課 市民協働推進課 業務改善課 財政課 管理契約課		応援対策班 広報班 応援対策班 応援対策班 財政班 財政班	○ ○ ○	総合政策部	応援対策班 広報班 応援対策班 応援対策班 財政班 財政班	
総務部	総務課 人権・男女共同参画課 職員課 市民課 税務課 収納課	○	総務班 総務班 職員班 確認班 調査班 調査班	○ ○	総務部	総務班 総務班 職員班 確認班 調査班 調査班	
経済部	産業振興課 観光振興課 農業振興課		帰宅支援班 調達班 農業班	○ ○ ○	経済部	帰宅支援班 調達班 農業班	

	(農業委員会事務局)		農業班			農業班		
こども局	子育て支援課 こども保育課 (保育所)	○	避難場所開設・運営班 子育て保育班 子育て保育班	一 部 の 課 に よ る 配 備 (<u>班体制</u>)	○	避難場所開設・運営班	全 職 員 に よ る 配 備 (<u>班体制</u>)	
福祉部	地域福祉課 (社会福祉協議会) 生活福祉課 障がい者福祉課 高齢介護課		救援班 救援班 救援班 救援班 福祉班		○ ○ ○ ○ ○	福祉部		救援班 救援班 救援班 救援班 福祉班
健康医療部	健康医療推進課 (国民健康保険北川辺診療所) 国保年金課 いきいき健康長寿課		医療班 医療班 衛生班		○ ○ ○	健康医療部		医療班 医療班 衛生班
都市整備部	まちづくり課 建築課 道路課 治水課	○	公園班 住宅班 道路班 河川班		○ ○ ○ ○	都市整備部		公園班 住宅班 道路班 河川班
上下水道部	下水道課 水道課		下水班 給水班		○ ○	上下水道部		下水班 給水班
	会計課		出納班					出納班
	議会事務局 行政委員会事務局		協力班 協力班					協力班 協力班
総合支所	地域振興課 市民福祉健康課 農政建設課	○	地域振興班 市民福祉班 農政建設班		○ ○ ○	総合支所		地域振興班 市民福祉班 農政建設班
生涯学習部	教育総務課 生涯学習課 文化・学習センター スポーツ振興課 図書館課		教育班 生涯班 生涯班 生涯班 生涯班		○ ○ ○ ○ ○	生涯学習部		教育班 生涯班 生涯班 生涯班 生涯班

学校教育部	学校教育課 ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 学校給食課		学校班 学校班 学校班 学校班 給食班		○ ○ ○ ○ ○	学校教育部	学校班 学校班 学校班 学校班 給食班	全職員による配備
	水害時避難場所運営班 風水害状況により、招集、指示			○		水害時避難場所 運営班		

注) 本計画での部課名は、令和3年7月1日時点の部課名とする。

備考

- 1 班長は、風水害状況により班内人員の増減ができる。
 - 2 部長は、配備区分にかかわらず、風水害の状況により部内各班に出動を命じることができる。
 - 3 本部長は、配備区分にかかわらず、風水害の状況により各部に出動を命じることができる。
 - 4 部・課・班の配備体制のほか、予め指名された職員で構成する水害時避難場所運営班を、避難場所に配置する。この場合は、こども局に水害時避難場所運営班との連絡員を配備する。
- ※ ○：予め指名された職員を各班に配備する。
 - ※ 情報収集、広報、警防、救急、救助などの活動は、加須消防署の協力を受け、連携を図りながら実施する。
 - ※ 職員の充足が必要な場合、派遣を要請する。

第8節 防災関係機関の業務

市民の生命・身体・財産を災害から守るため、加須市が防災の第一次的責任者となり防災関係機関及び市民の協力を得て、防災活動を実施する。

第1 市の処理すべき事務又は業務

加須市役所 TEL0480(62)1111

市は、災害予防、災害応急及び災害復旧の対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務に協力し、その総合調整を図る。

1 災害予防対策

- (1) 加須市防災会議事務に関すること。
- (2) 防災に関する市民への啓発及び教育に関すること。
- (3) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (4) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (5) 防災に関する物資、資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備と点検に関すること。
- (7) 災害時要援護者※等の安全確保に関すること。
- (8) 前各号のほか、災害が発生した場合に、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

※【平成25年災害対策基本法改正に伴う加須市地域防災計画内での用語の整理】

「災害対策基本法」	「加須市地域防災計画」
要配慮者	災害時要援護者
避難行動要支援者	在宅災害時要援護者
避難行動要支援者名簿	在宅災害時要援護者名簿

2 災害応急対策

- (1) 警報等の情報伝達や避難情報の発令に関すること。
- (2) 避難対策に関すること。
- (3) 被災者、災害時要援護者の救護及び救助その他保護に関すること。
- (4) 被災した園児、児童及び生徒の教育に関すること。
- (5) 施設、設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 緊急輸送道路の確保に関すること。
- (8) 災害廃棄物処理に関すること
- (9) 前各号のほか、災害の防止又は拡大防止措置に関すること。

3 災害復旧対策

再度の災害発生に備えるため、被災施設の復旧に合わせ、施設の新設や改良に関すること。

第2 消防署(分署)の処理すべき事務又は業務

埼玉東部消防組合 加須消防署 TEL0480(61)0119

- (1) 火災の予防及び警戒並びに火災予防指導等に関すること。
- (2) 火災時における消防活動や救急救助活動に関すること。
- (3) 救急救命、応急手当等の講習及び指導に関すること。
- (4) 災害時における救出・救助及び傷病者の緊急搬送に関すること。

第3 県の処理すべき事務又は業務

埼玉県危機管理防災部 危機管理課 TEL048(830)8141

消防防災課 TEL048(830)8181

保健医療部 疾病対策課 TEL048(830)3557

埼玉県は、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で対処することが困難なとき、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に指定公共機関や他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

1 災害予防対策

- (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。
- (5) 前各号のほか、災害の発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。

2 災害応急対策

- (1) 警報等の発令、伝達及び避難の助言に関すること。
- (2) 消防、水防及びその他の応急対策に関すること。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。
- (4) 災害を受けた園児、児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること。
- (8) 緊急輸送道路の確保に関すること。
- (9) 災害廃棄物処理に関すること
- (10) 前各号のほか、災害の防止又は拡大防止措置に関すること。

機関の名称	事務又は業務の内容
埼玉県加須警察署 TEL 0480(62)0110	① 情報の収集・伝達及び広報に関する事。 ② 警告及び避難誘導に関する事。 ③ 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 ④ 交通の秩序の維持に関する事。 ⑤ 犯罪の予防検挙に関する事。 ⑥ 行方不明者の捜索と検視(検分)に関する事。 ⑦ 漂流物等の処理に関する事。 ⑧ その他治安維持に必要な措置に関する事。 ⑨ 加須警察署の代替施設は、本市との協定により「加須文化・学習センター(パストラルかぞ)」とすること。
埼玉県利根地域振興センター TEL 048(555)1110	① 埼玉県災害対策本部行田支部応急活動組織の整備に関する事。 ② 災害情報の収集及び報告に関する事。 ③ 現地災害調査に関する事。 ④ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑤ 災害対策現地報告に関する事。 ⑥ 災害応急対策に必要な応急対策に関する事。
埼玉県行田県税事務所 TEL 048(556)5067	① 災害応急対策組織の整備に関する事。 ② 災害情報の収集及び報告に関する事。 ③ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ④ 災害現地調査に関する事。 ⑤ 災害対策現地報告に関する事。 ⑥ 災害対策に必要な応援措置に関する事。
埼玉県加須保健所 TEL 0480(61)1216	① 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。 ② 医療品、衛生材料及び各種資材の調達体制の整備に関する事。 ③ 飲料水の水質検査に関する事。 ④ そ族・昆虫駆除対策及び指導に関する事。 ⑤ 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。 ⑥ 災害救助食品の衛生に関する事。 ⑦ 毒物及び劇物に関する事。 ⑧ 病院、診療所及び助産所に関する事。 ⑨ り災者の医療、助産及びその他の保健衛生に関する事。
埼玉県加須農林振興センター TEL 0480(62)4771	① 農産物被害状況の調査に関する事。 ② 農業災害融資に関する事。 ③ 農作物の生産・指導等に関する事。 ④ 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事。 ⑤ 農地・農業用施設の被害状況調査及び災害復旧事業に関する事。

埼玉県行田県土整備事務所 TEL 048(554)5211	<ul style="list-style-type: none"> ① 降水量及び水位等の観測通報に関する事。 ② 洪水予報、水防警報の受理及び通報に関する事。 ③ 水門及び排水機場等に関する事。 ④ 水防管理団体との連絡指導に関する事。 ⑤ 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事。 ⑥ 緊急輸送道路の確保に関する事。 ⑦ 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事。
埼玉県行田浄水場 TEL 048(559)3660	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道用水の供給に関する事。 ② 水道施設の管理に関する事。
埼玉県東部教育事務所 TEL 048(737)2727	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育関係の被害状況の調査に関する事。 ② 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事。 ③ 災害給付及び貸付けに関する事。 ④ 応急教育実施の予定場所の指導に関する事。 ⑤ 教育実施者の確保に関する事。 ⑥ 応急教育の方法及び指導に関する事。 ⑦ 教科書及び教材等の配給に関する事。 ⑧ 国及び県の指定文化財の保護に関する事。 ⑨ 被災地学校の保健指導に関する事。 ⑩ 被災地学校の給食指導に関する事。
埼玉県東部中央福祉事務所 TEL 048(737)2132	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時の要援護者対策に関する事。 ② 各種福祉施設の応急対策に関する事。
埼玉県東部環境管理事務所 TEL 0480(34)4011	<ul style="list-style-type: none"> ① 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事。

第4 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務

指定地方行政機関は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することを踏まえ、組織及び機能のすべてをあげ、防災に関し万全の措置を講ずる。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
関東農政局企画調整室 TEL 048(740)5835	<ul style="list-style-type: none"> ●災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事 ●応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 ② 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事 ③ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 ④ 営農技術指導、家畜の移動に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事 ⑥ 応急用食料・物資の支援に関する事 ⑦ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事 ⑧ 食品の需給・価格動向や表示等に関する事 ⑨ 関係職員の派遣に関する事 <p>● 復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事 ② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
<p>行田労働基準監督署 TEL 048(556)4195</p>	工場及び事業所等における労働災害の防止に関する事。
<p>東京管区気象台 (熊谷地方気象台) TEL 048(521)0058</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
<p>国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 TEL 0480(52)3952</p> <p>同渡良瀬遊水地出張所 TEL 0280(62)2420</p> <p>同大利根出張所 TEL 0480(72)8360</p> <p>荒川上流河川事務所 TEL 049(246)6371</p>	<p>● 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 ② 水防施設及び設備の整備に関する事。 ③ 災害危険区域の把握又は指導に関する事。 ④ 水系の維持管理に関する事。 <p>● 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に関する予報、警報等の発表及び法律に関する事。 ② 災害に関する情報の収集及び広報に関する事。 ③ 水防活動の指導に関する事。 ④ 災害時における応急工事に関する事。 ⑤ 堰及び水門に関する事。 <p>● 災害復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理施設の災害復旧工事に関する事。 ② 再度災害防止工事の施工に関する事。

第5 自衛隊の処理すべき事務又は業務

加須市及び関係機関だけでは迅速な対応が困難な場合は県に自衛隊派遣の要請を求める。
なお、災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術及び労力の供給等で非常に広い範囲に活動を展開する。

機関の名称	事務又は業務の内容
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市) TEL 048(663)4241	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ③ 埼玉県地域防災計画に合わせた市総合防災訓練の実施に関すること。 ● 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 人命、身体及び財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 ② 災害救助のため防衛省の管理する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

機関の名称	事務又は業務の内容
東日本電信電話株 埼玉支店 TEL 048(626)6623 栃木支店(災害対策室) TEL 028(662)4256	<ol style="list-style-type: none"> ① 電気通信設備の整備に関すること。 ② 災害非常通信の調整及び警報等の伝達に関すること。 ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)コン タクトセンター TEL0120(995)007 TEL03(6375)9803	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害時における電力供給に関すること。 ② 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本郵便(株) 加須郵便局 TEL 0480(62)4923	<ol style="list-style-type: none"> ① 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 ② 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。 ③ 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政局調整資金等の運用管理に関すること。 ④ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募や配分に関すること。

<p>東武鉄道羽生駅管区 Tel 048(561)0019 東武鉄道栃木駅管区 東武栗橋駅 Tel 0480(52)3701</p>	<p>① 鉄道施設等の安全保安に関すること。 ② 災害時における鉄道車両等による緊急物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
<p>(社)埼玉県バス協会 Tel 048(824)5539</p>	<p>① 災害時におけるバスによる避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>(社)埼玉県トラック協会 北埼玉支部 (武州トラック協同組合内) Tel 0480(66)0035</p>	<p>① 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>東日本高速道路株関東 支社加須管理事務所 Tel 0480(61)4685</p>	<p>① 高速道路の安全保安に関すること。 ② 高速道路等を使用した救助物資又は避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>日本赤十字社埼玉県支部 Tel 048(789)7117 加須市赤十字奉仕団 Tel 0480(62)6451</p>	<p>① 災害応援救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。 ② 救助に関し、地方公共団体以外の団体又は個人に対する協力の連絡調整を行うこと。 ③ 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難場所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集や配分に関すること。</p>
<p>加須医師会 Tel 0480(63)1181 加須市歯科医師会 Tel 0480(61)1020 加須市薬剤師会 Tel 0480(61)0055</p>	<p>① 医療及び助産活動の協力に関すること。 ② 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 ③ 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</p>
<p>加須市・羽生市水防事務組合 Tel 0480(62)1111 内線 236～238</p>	<p>① 利根川及び渡良瀬川の洪水等による水害の警戒、防衛に関すること。 ② 水防上必要な警戒、監視及び通信の確保連絡に関すること。 ③ 水防団の活動、水防団の協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材の整備・運用に関すること。</p>
<p>羽生領島中領用排水路土地 改良区 Tel 0480(53)3888 青毛堀用悪水路土地改良区 Tel 0480(65)3116 見沼代用水土地改良区 Tel 0480(85)9100 葛西用水路土地改良区 Tel 0480(47)3811</p>	<p>① 農業用水利施設の被害調査や災害復旧に関すること。 ② 湛水防除施設の整備・活動に関すること。 ③ 防災ため池等の設備の整備・管理に関すること。</p>

<p>備前中屈土地改良区 Tel 0480(73)1242</p> <p>志多見土地改良区 Tel 0480(61)5515</p> <p>元荒川上流土地改良区 Tel 048(556)3135</p> <p>埼玉県北川辺領土地改良区 Tel 0280(62)2513</p>	
<p>鷺宮ガス株 Tel 0480(58)1301</p> <p>東彩ガス株供給保安部 Tel 0120(103)124</p> <p>(社)埼玉県エルピーガス協会 加須支部 Tel 0480(62)5511</p> <p>北埼玉支部 Tel 048(563)0022</p>	<p>① ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>② ガスの供給の確保に関すること。</p>

第7 公共的団体その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務又は業務

公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防の整備に努め、災害時には直ちに災害応急対策を実施する。

また、加須市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機関の名称	事務又は業務の内容
加須市自治協力団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する知識の普及及び協力に関すること。 ② 災害予防の協力に関すること。 ③ 自主防災組織育成の協力に関すること。 ④ 防災訓練実施の協力に関すること。 ⑤ 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等応急対策の協力に関すること。 ⑥ 災害時要援護者の支援に関すること。
加須市消防団（水防団） Tel 0480(62)1111	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災活動及び救済援助、災害復旧に関すること。 ② 火災の予防警戒及び鎮圧に関すること。 ③ 水防活動に関すること。 ④ 災害時要援護者の支援に関すること。
JAほくさい 加須中央支店 Tel 0480(61)0905 騎西中央支店 Tel 0480(73)1121 北川辺支店 Tel 0280(62)2211 大利根中央支店 Tel 0480(72)3111	<ul style="list-style-type: none"> ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること。 ④ 農業生産資材、農家生活資材の確保及び斡旋に関すること。 ⑤ 農産物の需給調整に関すること。
加須市商工会 Tel 0480(61)0842	<ul style="list-style-type: none"> ① 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 ② 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ③ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力や斡旋等に関すること。
加須市金融団	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
加須地区交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路交通の安全確保協力に関すること。
加須市防犯協会	<ul style="list-style-type: none"> ① 防犯及び治安維持援助に関すること。
加須市防災協力建設 安全協議会（加須地域） Tel 0480(62)5500	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助物資の確保についての協力及び斡旋に関すること。 ② 災害復旧に関すること。 ③ 道水路施設の復旧に関すること。
加須市騎西地域防災 協力協議会 Tel 0480(73)1728	<ul style="list-style-type: none"> ④ 応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理に関すること。 ⑤ 防疫のための清掃器具の運搬に関すること。 ⑥ 住宅地区及び道路等に堆積した障害物の除去に関すること。
加須市北川辺防災協力会 Tel 0280(62)2710	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 水防用の水中ポンプ等、資機材の提供に関すること。 ⑧ 災害の予防及び拡大防止のため、建設資機材並びに運搬車両の提供。

大和根防災協会 TEL 0480(72)3175	⑨ 応急対策実施のための人員の提供。 ⑩ 応急活動を支える緊急啓開道路の確保に関する事。 ⑪ 上記に掲げるもののほか必要な災害対策
加須市指定水道工事店 組合 TEL 0480(62)5500	① 災害時における飲料水の供給活動の協力に関する事。 ② 災害時における水道関連施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。
加須市指定下水道工事店 組合 TEL 0480(68)5743	① 災害時における下水道等施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。
加須地区電気工事店組合 TEL 0480(65)5127	① 公共施設、家庭電気の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。
加須市社会福祉協議会 TEL 0480(62)6451	① 生活福祉資金の貸付け及び災害による生活困窮者、災害時要援護者の支援に関する事。 ② 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
加須市民生委員・児童 委員協議会	① 生活困窮者及び災害時要援護者の支援に関する事。
かぞ地域女性会連合会 加須市騎西女性団体連絡協議会 加須市北川辺女性団体連絡協議会 加須市大和根連合婦人会	① 炊き出し及び救援隊、避難場所等への応援に関する事。
加須市母子愛育連合会	① 感染症の予防の実施に関する事。
加須市飲食店組合	① 炊き出しに関する事。
加須市危険物防火安全協会 TEL 0480(61)1012	① 危険物品の防災対策の徹底及び保安の確保に関する事。 ② 被害の拡大予防措置に関する事。 ③ 事業所における防災対策及び防火管理の徹底に関する事。 ④ 火災の防止及び自衛消防隊の相互協力に関する事。
加須市消防支援会	① 災害時における市民の保護と支援に関する事。 ② 自主防災組織育成の協力及び指導に関する事。 ③ 総合防災訓練等の実施に係る協力に関する事。
加須市女性防火クラブ	① 市民への火災予防の啓発等に関する事。 ② 防火意識の高揚を図るための防火研修会等に関する事。
JAほくさいガスセンター TEL 0485(61)8411 東彩ガス(株)供給保安部 TEL 0120(103)124 フジオックス(株) TEL 0480(52)2313 河原実業(株) TEL 0485(53)4900	① ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関する事。 ② ガスの供給の確保に関する事。
朝日自動車(株)加須営業所 TEL 0480(61)7330	① バス施設等の安全保安に関する事。 ② 災害時におけるバスによる避難者の輸送協力に関する事。

病院等経営者	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 ② 被災時の病人等の収容及び保護に関する事。
社会福祉施設経営者	① 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 ② 災害時における収容者の保護に関する事。
学校法人	① 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。 ② 被災時における教育対策に関する事。 ③ 被災施設の災害復旧に関する事。
自主防災組織	① 防災に関する知識の普及に関する事。 ③ 防災訓練の実施に関する事。 ④ 防災資機材の備蓄に関する事。 ⑤ 災害時要援護者の支援に関する事。
加須市環境サービス業組合	① 災害廃棄物の処理に関する事。 ② し尿処理に関する事。

【参考】

公共的団体：平常時から防災意識を持ち、直接防災と関係なくとも災害の状況によっては、防災活動に協力する団体（協会等）をいう。

防災上の重要施設：災害発生時、二次的被害が発生する確率の高い施設、被害を拡大させるような施設や災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。
例えば、病院、工場、大規模な危険物取扱い施設及び避難場所として適当な空地を有する施設等をいう。